

市 民 政 策

1	総合計画	1
2	総合企画	4
3	市町合併	7
4	中核市	8
5	瀬戸・高松広域連携中枢都市圏	9
6	サンポート高松北側街区の利活用	11
7	政策コンテストの開催	12
8	移住・定住の促進	12
9	男女共同参画	13
10	水問題	16
11	ユニバーサルデザインの推進	16
12	交通安全対策	18
13	地域政策	20
14	離島振興	25
15	大島の振興	26
16	空き家等対策	26
17	地域コミュニティ	27
18	市民活動の促進及び市民と行政との協働の推進	28
19	消費生活	30
20	葬斎業務	32
21	市民葬儀	35
22	墓地	35
23	戸籍・住民基本台帳事務	38
24	国民年金	44
25	人権啓発	46
26	平和啓発	49

1 総合計画

本市では、昭和48年に「高松市総合計画」を策定して以来、4次にわたる改定を経て、平成20年度からは、27年度を目標年次とする「第5次高松市総合計画」に基づき、総合的かつ計画的に各種施策、事業を推進してきた。

この間、人口減少、少子・超高齢社会の本格的な到来を迎え、労働力人口の減少は、経済の成長力はもとより、医療や介護などの社会保障制度、子育てのあり方、地域コミュニティの維持など、社会全般にわたり、さまざまな影響を与えてきている。

また、人々の意識や関心においても変化が見られ、東日本大震災以降、安全・安心に対する関心がこれまで以上に高まり、人と人との絆や家族関係の重要性が再認識されている。さらに、社会の成熟に伴い、芸術や文化的なものへの関心の高まりが示されるなど、人々の志向は、「ものの豊かさ」から「こころの豊かさ」へと大きく動いている。

こうした社会状況の変化や、多様化・高度化する市民ニーズに応えながら、都市として活力を失わず、創造性にあふれ、市民が真の豊かさや幸せを実感し、いきいきと暮らせる持続可能なまちの実現を目指し、30年後、50年後の将来を見据え、新たな行政課題への的確な対応が必要となっている。

このようなことから、第5次高松市総合計画の継続性に配慮しつつ、新たな目標と発展の方向性を定め、本市の新しいまちづくり及び市政運営の基本方針として、第6次高松市総合計画を策定（基本構想の議決は27年12月定例会）し、28年4月からは、市民と行政が協働しながら、この計画に基づく施策・事業の積極的かつ効果的な展開を図っている。

計画の名称	計画期間	目指すべき都市像
高松市総合計画	昭和48年度～60年度	平和と健康と教育の新しいふるさと
第2次高松市総合計画	昭和56年度～平成2年度	平和と健康と教育の新しいふるさと
第3次高松市総合計画	平成元年度～12年度	やさしさと豊かさ、そして活力のある瀬戸の都・高松
新・高松市総合計画 (たかまつ・21世紀プラン)	平成12年度～23年度	笑顔あふれる 人にやさしいまち・高松
第5次高松市総合計画 「新生たかまつ 人・まち輝き ビジョン」	平成20年度～27年度	文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松
第6次高松市総合計画	平成28年度～令和5年度	活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

(1) 総合計画の構成

総合計画は、「基本構想」及び「まちづくり戦略計画」で構成する。

基 本 構 想	基本構想は、30年後、50年後の将来を見据えた長期的な展望のもと、本市が目指す都市像とまちづくりの目標を示すとともに、市民・市民活動団体・事業者・行政等のまちづくり及び市政運営の共通の基本方針として、施策の基本方向を明らかにするもの
ま ち づ くり 戦 略 計 画	まちづくり戦略計画は、まちづくりの目標達成に向け、現実の行財政運営において、重点的、戦略的に推進する主要な施策・事業等について、実施年度、事業量等を具体化する短期的な実施計画として定めるもので、毎年度の予算編成及び事業実施の指針とするもの

(2) 基本構想

ア 目標年次 令和5年度

目指すべき都市像

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



まちづくりの目標
1 健やかにいきいきと暮らせるまち
2 心豊かで未来を築く人を育むまち
3 産業の活力と文化の魅力あふれる創造性豊かなまち
4 安全で安心して暮らし続けられるまち
5 環瀬戸内海圏の中核都市としてふさわしいまち
6 市民と行政がともに力を発揮できるまち

総合計画の基本的考え方
(1) コンパクトで持続可能なまちづくり
(2) 地域コミュニティを軸としたまちづくり
(3) 創造性豊かで人間中心のまちづくり
(4) 高齢者が健やかに心豊かに暮らせるまちづくり
(5) 子どもを生み育てやすいまちづくり
(6) 若者から選ばれるまちづくり
(7) 安全で安心して暮らせるまちづくり

* まちづくりの目標に向けて、施策を展開していくための考え方を「施策の大綱」として作成



本市を取り巻く社会経済情勢の動向や時代の変化
○ 時代の潮流
・人口減少、少子・超高齢社会の到来と大都市圏への人口集中
・経済情勢と雇用環境の変化
・高度情報化社会の進展
・グローバル化の進展と環境に対する意識の変化
・地方分権と住民自治の進展
・安全・安心に対する意識の高まりと価値観・ライフスタイルの多様化

イ 人口減少、少子・超高齢社会への対応

人口減少に伴いさまざまな悪影響が懸念される中であっても、本市が、活力を失わず、市民が真の豊かさを実感できる、持続可能なまちづくりを推進し、さらには、人口流出を食い止める、または人口を呼び戻すことのできる都市として魅力を高めていくため、「たかまつ創生総合戦略」、「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏」、「多核連携型コンパクト・エコシティ」について、総合的かつ戦略的に進める。

(3) まちづくり戦略計画

基本構想で掲げた本市の目指すべき都市像「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」を実現するべく、6つのまちづくりの目標達成に向けて、重点的、戦略的に推進する主要な施策・事業等について、実施年度、事業量等を具体化する短期的な実施計画として「まちづくり戦略計画」を定め、これを毎年度の予算編成及び事業実施の指針として、総合的かつ計画的な市政運営とまちづくりを推進する。

ア 戦略計画の構成

計画期間内に取り組み主な事業のうち、重点的・戦略的に推進する取り組みや事業について、「重点取組事業」として取りまとめて掲載するほか、「重点取組事業」以外の事業について、「その他の事業」として掲載する。

イ 戦略計画の期間

基本構想に基づく政策・施策を計画的、効果的に実施し、時代の潮流や市民ニーズに対応した実効性の高い計画となるよう、基本構想の期間（8年間）を4期に分け、2年ごとに見直しを行うローリング

方式により、第1期から第3期までは3年間、第4期は2年間の計画を策定する。

第1期 平成28年度～30年度 (3年間) 第2期 平成30年度～令和2年度 (3年間)
第3期 令和2年度～4年度 (3年間) 第4期 令和4年度～5年度 (2年間)

ウ 重点取組事業

平成30年度から令和2年度までを計画期間とする第2期計画においては、基本構想に掲げるまちづくりの目標の着実な実現に向け、重点的・戦略的に推進する事業を「重点取組事業」として実施しており、平成31年3月に新たに10事業を追加し、全132事業を掲載している。

この重点取組事業のうち、計画期間中に特に力を入れて取り組む事業については、「特別重点取組事業」としている。

また、事業ごとに目標を掲げ、適切な進行管理に努めることとしている。

(ア) 重点取組事業数と事業費（平成31年度当初予算）

132事業（継続122事業、新規10事業） 167億2,600万円

(イ) まちづくりの目標別の主な重点取組事業

- a 健やかにいきいきと暮らせるまち（28事業）
 - ・妊娠期からの子育て世代包括支援事業
 - ・こども食堂等支援事業
 - ・高松型地域共生社会構築事業（新規）
 - ・手話言語・障がい者コミュニケーション手段の普及促進事業（新規）
 - ・新病院（附属医療施設を含む）整備事業
- b 心豊かで未来を築く人を育むまち（19事業）
 - ・女性の活躍促進事業 ・教育ICT整備・活用推進事業
 - ・専門職短期大学設置支援事業（新規） ・LGBT啓発等推進事業
- c 産業の活力と文化の魅力あふれる創造性豊かなまち（34事業）
 - ・たかまつ農業ICT導入活用支援事業
 - ・東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業（新規）
 - ・屋島活性化推進事業
 - ・生涯活躍のまちづくり推進事業
- d 安全で安心して暮らし続けられるまち（23事業）
 - ・防災IoT利活用事業（新規）
 - ・高齢者等交通安全啓発推進事業
 - ・COOL CHOICE啓発事業
 - ・空き家等対策事業
- e 環瀬戸内海圏の中核都市としてふさわしいまち（15事業）
 - ・多核連携型コンパクト・エコシティ推進事業 ・豊かな住まいづくり事業
 - ・地域公共交通再編事業 ・南部3町商店街における優良建築物等整備事業（新規）
- f 市民と行政がともに力を発揮できるまち（13事業）
 - ・大島振興方策推進事業 ・瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン推進事業
 - ・次期たかまつ創生総合戦略策定事業（新規）
 - ・データ利活用型スマートシティ推進事業

エ その他の事業

その他の事業として、基本構想で示した6つのまちづくりの目標ごとに、重点取り組み事業も含めて、計画期間内に取り組む主な事業を、体系別に掲載している。

(4) 総合計画策定経過

平成26年度は、総合計画策定要綱を策定して総合計画の策定作業を開始し、まちづくりの3つのテーマについての意見交換会（ラウンドテーブル）や施策目標等についての市民アンケートを実施した。27年度は、基本構想素案を作成し、パブリック・コメントや市民と市長の意見交換会などでの市民の意見を反映させ、基本構想原案を作成した。さらに、4回にわたり開催した総合計画審議会において基本構想案に関する答申が決定され、その後、基本構想の市議会への提案（12月議会）を行った。

(5) 総合計画の啓発

平成27年度に、第6次高松市総合計画基本構想及びまちづくり戦略計画を市ホームページで公表したほか、28年度及び30年度において、第6次高松市総合計画の概要版を作成し、総合計画の啓発を行っている。

(6) 市民満足度調査

総合計画の適切な進行管理を行うとともに、市民の声を市政に反映させるため、基本構想で施策大綱として定めている施策について、毎年度、市民満足度調査を実施し、調査結果をまちづくり戦略計画の見直しなどに活用することとしている。このため、平成31年1月に、無作為抽出した18歳以上の市民2,500人を対象として実施した調査では、1,101人（回収率44.0%）から回答があった。施策全体の満足度は25.3%、不満度は16.6%となり、29年度の調査結果と比較して、満足度が1.7ポイント増加、不満度は1.0ポイント減少となっている。

2 総合企画

(1) 自治推進事業

ア 高松市自治基本条例制定事業

地方分権時代に的確に対応し、市民本位の市政運営を明らかにするとともに、市民を主体とする自治を実現するため、自治の基本理念や自治運営の基本原則などを定めた高松市自治基本条例を、市制施行120周年記念日である平成22年2月15日に施行した。

(ア) 高松市自治基本条例を考える市民委員会

高松市自治基本条例（仮称）制定に当たり、制定段階から市民が参画し、市民自らが主体的に条例に盛り込む内容を検討していく場として、公募委員7名を含む19名の委員で構成する「高松市自治基本条例を考える市民委員会」を平成20年2月に設置し、20年10月までの間、会議を15回開催した。20年11月4日、「高松市自治基本条例（仮称）に関する提言書」が市長に提出された。

(イ) 高松市自治基本条例制定委員会

「高松市自治基本条例を考える市民委員会」からの提言を基に条例素案を具体的に作成するため、学識経験者など12人の委員で構成する「高松市自治基本条例制定委員会」を平成20年12月に設置し、会議を10回開催して条例素案について協議し、21年9月25日、同委員会から「高松市自治基本条例素案報告書」が市長に提出された。

イ 高松市自治基本条例の検証等

高松市自治基本条例に基づき、市民参画や市民と市との協働が進められているかなど、自治運営の状況を把握し検証するため、学識経験者や公募などの委員で構成する「高松市自治推進審議会」を設置し、会議を開催した。

また、自治の推進に向け、周知啓発を行うため、市民向けの逐条解説及び職員向けの手引きを作成し、市民及び職員への周知を行った。

高松市自治推進審議会開催状況

開催日	議事内容
平成25年8月23日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市自治基本条例の見直しの検討結果について ア 高松市自治基本条例の一部改正について イ 災害時要援護者台帳の運用における個人情報の取り扱いについて ・高松市自治基本条例に基づく取り組みについて ア 地域コミュニティ協議会（第23条） イ 市民活動団体（第24条）
平成26年9月1日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・会長・副会長の選任について ・高松市自治基本条例の見直しの検討結果について ・高松市自治基本条例と総合計画の関係について（第25条）
平成27年9月29日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市自治基本条例の見直しの検討結果について ・高松市自治基本条例に基づく取り組みについて ア 平成26年度審議事項の取り組み状況報告 高松市自治基本条例と総合計画の関係について イ 平成27年度審議事項 地域コミュニティ協議会と自治会の関係について（自治会加入率の向上策など） （第23条）
平成28年8月22日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・会長・副会長の選任について ・高松市自治基本条例の見直しの検討結果について ・地域コミュニティ協議会の運営支援のあり方について
平成29年8月21日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市自治基本条例の見直しの検討結果について ・平成28年度審議事項の取り組み状況報告 今後の自治システムの在り方について ・平成29年度審議事項 ホームページ等による効果的な情報発信等について（情報共有）
平成30年8月23日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市自治基本条例の見直しの検討結果について ・平成29年度審議事項の取り組み状況報告 ホームページ等による効果的な情報発信等について（情報共有） ・平成30年度審議事項 高松市自治基本条例の理念の浸透に向けた取り組みについて（情報共有）（行政運営） 自治会のあり方等の見直しについて（協働）

(2) 大学等との連携

本市における学術・文化及び科学技術の進展並びに産業振興に寄与するため、平成20年6月5日、「国立大学法人香川大学と高松市との連携協力に関する協定」を締結し、本市における政策課題等について幅広く意見交換を行い、連携・協力の具体的方策等について協議する香川大学・高松市連絡協議会を開催するなど、多分野、多面的な連携を推進している。

また、21年2月17日には、地域の振興及び発展に資するため、「独立行政法人国立高等専門学校機構高松工業高等専門学校（現香川高等専門学校）と高松市との連携協力に関する協定」を、同年5月29日には、「高松大学・高松短期大学と高松市との連携協力に関する協定書」を、22年11月16日には、「四国学院大学と高松市との連携協力に関する協定」を締結するとともに、26年2月6日には、「徳島文理大学と高松市との連携協力に関する協定」を締結し、大学等とのさらなる連携・協力関係を築いている。

さらに、毎年、市長と学長・校長との懇談会を開催し、大学等との連携協力を推進することにより、個性豊かな地域社会の形成と地域の課題解決を図り、地域のさらなる発展を目指している。

(3) 地域再生計画・構造改革特区・総合特区

これからの都市づくりにおいては、新しい時代に適合した都市へと変化させていく都市の再生・地域の再生が大きなテーマであり、このような中で、地域再生構想、構造改革特区及び総合特区などの制度を有

効に活用し、都市の再生等に取り組んでいる。

ア 地域再生計画

地域再生とは、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出等を総合的かつ効果的に推進するため、自主的かつ自立的な取り組みを国が支援するもので、本市では、平成16年6月21日に太田第2土地区画整理地区を中心に都市整備を図ろうとする新都市拠点創成計画及び古高松地区における地域コミュニティ活性化に向けての地域コミュニティ活性化プロジェクトが、また、合併前の牟礼町において、住民が自治の主役として行政と一体となって地域活性化を目指す牟礼町まちづくり計画が認定されている。

また、塩江町において、市道・林道の効果的な整備を行うことにより、集落間のアクセスを改善し、地域の交通ネットワークの構築を図る「心と体のリフレッシュの舞台となるオアシスゾーンを目指して」が19年3月30日に認定されている。

イ 構造改革特区

構造改革特区とは、民間事業者や地方公共団体の自発的な発案により、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する特区を設けて、構造改革を進めていくものであり、本市では、基本情報技術者試験の一部を免除することのできる講座開設事業「おいでまい高松IT特区」が認定されていたほか、18年9月に新設統合第一小・中学校（仮称）の小中一貫教育に伴う「高松市小中一貫教育特区」の認定申請を内閣府に提出し、18年11月16日に認定されている。

さらに、28年9月には、塩江町どぶろく特区の認定申請を内閣府に提出し、28年11月19日に認定されている。

なお、「高松市小中一貫教育特区」による特例措置は20年4月1日から、「おいでまい高松IT特区」による特例措置は、22年10月1日から、それぞれ全国展開された。

ウ 総合特区

総合特区とは、経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るもので、国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域がある。本市では、高松丸亀町まちづくり会社やNPO法人農幸生活などと共同申請した「中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区」が25年3月29日に認定され、29年3月27日に指定解除されている。

(4) たかまつ人口ビジョン・たかまつ創生総合戦略

本市では、平成27年10月に、人口減少の克服と地域活力の向上を図るため、国のまち・ひと・しごと創生法の規定に基づき、たかまつ人口ビジョン及びたかまつ創生総合戦略を策定した。

このうち、たかまつ人口ビジョンでは、目指すべき人口の将来展望として、令和42年において36万人程度を目指すこととしている。また、この人口目標を実現するための、たかまつ創生総合戦略においては、人口減少に対する抑制戦略と対応戦略の2つの戦略のもと、5つの基本目標と47の具体的な施策を掲げるとともに、これらの進捗を評価するため、それぞれに令和元年度を目標年次とする重要業績評価指標（KPI）を設け、事業の着実かつ効果的な推進を図っている。

なお、地方創生に係る取り組みについて、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用する「こども未来館わくわく体験事業」、「高松産ごじまん品6次産業化等支援事業」及び「サンポート高松トライアスロン大会開催事業」が、29年3月28日に地域再生計画の認定を受けたほか、地方創生推進交付金を活用する「高松盆栽の郷」構想を中心とした盆栽と花き文化の振興計画」及び「たかまつ移住応援隊」を軸とした事業展開による移住促進」が29年5月30日に、「共生社会ホストタウン登録を契機としたユニバーサルデザインのまちづくり推進事業」が30年8月31日に地域再生計画の認定を受け、それぞれ事業を実施し

ている。

(5) プラチナ社会の推進

プラチナ構想ネットワークは「エコロジーで、資源の心配がなく、老若男女が全員参加し、心もモノも豊かで、雇用がある社会」をプラチナ社会と定義し、プラチナ構想の実現に向け、自治体の意欲的取り組みや政策課題の解決策を広く社会に発信することを目的としており、本市は平成28年度より同ネットワークに加入している。

3 市町合併

(1) 合併までの経緯

近隣町との合併協議については、平成14年5月に、高松市から近隣10町に対し、合併の検討を呼びかけ、その後、15年6月に塩江町との合併協議会を設置、以来、15年9月に香川町、12月に国分寺町、16年2月に牟礼町、香南町、そして6月には庵治町と、それぞれの合併協議会を順次設置し、協議を進めた。

このうち、塩江町とは16年12月に、また、香川町、国分寺町、香南町、庵治町とは、17年3月に、それぞれの市町議会で、合併関係議案が可決された。

また、牟礼町については、17年3月の牟礼町議会で、合併関係議案が、2度にわたり否決されたが、同年4月の町長選挙を経て、同年7月に合併新法に基づく合併協議会を改めて設置、協議を進め、同年9月の市町議会で、合併関係議案が可決された。

その後、県知事への廃置分合申請、県議会の議決、総務大臣の告示などの法的手続きを経て、17年9月26日に塩江町と、18年1月10日に、牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町と合併した。

(2) 合併における人口・世帯数等

	人口	面積	世帯数
新・高松市	422,410人 (全県比率41.2%)	375.09km ² (全県比率20.1%)	172,104世帯 (全県比率43.3%)
合併前	高松市	335,259人	194.34km ² 139,732世帯
	塩江町	3,523人	80.10km ² 1,309世帯
	香川町	24,880人	27.33km ² 8,755世帯
	国分寺町	24,789人	26.25km ² 8,685世帯
	香南町	8,020人	14.72km ² 2,598世帯
	庵治町	6,465人	15.83km ² 2,010世帯
	牟礼町	18,277人	16.48km ² 6,528世帯

※ 人口と世帯数は、平成18年3月31日現在・合併前の人口と世帯数は、17年3月31日現在
面積は、18年10月1日現在・合併前の面積は、16年10月1日現在

(3) 建設計画（牟礼地区は合併基本計画）

ア 計画作成の趣旨

高松市と6町の合併に伴う新しいまちづくりのための基本方針を定めるとともに、この基本方針に基づく建設計画（合併基本計画）を作成し、その実現を図ることにより、高松市と合併町の速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進め、もって地域住民の福祉の向上と地域の均衡ある発展を図る。

イ 地域別まちづくりにおける合併町の位置づけ、役割及び機能

地域	位置づけ	役割と機能
塩江町地域	心と体のリフレッシュの舞台となるオアシスゾーン	① 自然と共生したやすらぎ機能 ② 温泉と自然を生かした交流機能 ③ 暮らしの支援機能

地 域	位置づけ	役割と機能
香川町地域	うるおいのある田園型生活文化を発信する交流ゾーン	① 高松市南部の要としての拠点機能 ② 質の高い生活文化の創造と身近な学習・交流機能 ③ 暮らしの支援機能
国分寺町地域	歴史と文化が調和し、コミュニティ文化を創造する生活交流ゾーン	① 新たなコミュニティ文化創造機能 ② 暮らしの支援と交流機能 ③ 西の玄関機能
香南町地域	田園環境と空港を生かした快適生活、新産業創造交流ゾーン	① 自然を生かした快適生活創造機能 ② 「四国の空の玄関」機能 ③ 暮らしの支援、交流機能
庵治町地域	豊かな自然と特徴ある地域産業を生かし、創造的生活を育てる海の交流拠点ゾーン	① 瀬戸内海を活用した交流拠点機能 ② 地域の活力を育てる文化・芸術機能 ③ 自然と共生するやすらぎ機能
牟礼町地域	海、花、緑、石が調和した、芸術・文化の香り高い快適な生活ゾーン	① 高松市東部の発展を牽引する拠点機能 ② 自然、歴史、芸術・文化を生かした広域交流機能 ③ 都市の魅力を高め、地域の活力を育てる芸術・文化機能

ウ 計画の期間

まちづくりの基本方針は、将来の都市づくりの方向性を展望した長期的視野に立つものとし、施策・事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、平成17年度（合併の日）から27年度までとしていたが、合併特例債延長法の施行に伴い、合併特例債の発行可能期間が5年間延長されたため、その活用を図るべく建設計画等の期間のみを5年間延長し、32年度までとした。

4 中核市

国の地方分権推進の具体的方策の一つとして、一定の規模・能力を有する市について、政令指定都市に準じた事務権限を県から移譲する中核市制度が平成7年4月1日に施行された。本市としても、中核市への移行は、環瀬戸内海圏の中核都市として飛躍・発展していくための重要な契機であることから、移行に向けた取り組みを積極的に進め、10年10月には、中核市の指定に関する政令が公布され、11年4月1日に中核市に移行した。本市では、中核市で組織する中核市市長会に加入し、同会の活動を通じて、事務権限の拡充や財源の確保など地方分権推進のための事業活動を展開している。

(1) 事業活動

- | | |
|------------------|-----------------------------|
| ア 中核市市長会総会への参加 | イ 総務大臣と中核市市長との懇談会への参加 |
| ウ 中核市サミットへの参加 | エ 中核市行財政に係る課題の調査研究・研修会等への参加 |
| オ 中核市相互間における情報交換 | カ 国及び国会議員へ要望書の提出等 |

(2) 中核市市長会の概要

中核市相互の緊密な連携のもとに、中核市行財政の円滑な運営及び進展を図り、地方分権の推進に資することを目的に、平成8年5月27日に中核市の市長で構成する中核市連絡会が設立された。その後、中核市の市長をもって組織する団体であることを明確に表現するため、17年11月10日に中核市連絡会から中核市市長会に名称を変更した。

また、中核市市長会の内部組織として、18年度から、国や関係機関等に対して提案や意見表明を行えるよう、プロジェクトを設置して調査・研究を進めることとしており、30年度は、①幼児教育・保育の無償化プロジェクト、②地方への人材還流プロジェクト、③スポーツを核としたまちづくりプロジェクトが設置され、本市は、地方への人材還流プロジェクトに参加した。

26年11月に、中核市に共通する課題等について協議・意見交換を行い、情報共有・発信を目的として、毎年開催している「中核市サミット」を本市で開催した。

5 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏

本市では、平成22年度から、国の「定住自立圏構想」に基づき、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町及び綾川町の2市5町とともに、人口約58万人、面積約1,000km²と香川県の人口・面積の約6割を占める「瀬戸・高松広域定住自立圏」を形成し、圏域住民の生活関連機能サービスの向上に資する施策・事業に取り組んできたが、人口減少、少子・超高齢社会にあっても、経済を持続可能なものとし、より住民が安心して暮らしを営んでいけるようにするため、地域経済の成長分野など、現在の取り組みを更に充実させる形で、国が進める新たな広域連携制度である「連携中枢都市圏」へ移行し、28年度からその取り組みをスタートさせている。

「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏」の形成に当たり、国の定める連携中枢都市圏要綱に基づく手続きとして、27年9月に高松市議会定例会において市長が連携中枢都市宣言を行い、各市町の12月議会において「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約」についての議決を受けるとともに、28年2月16日には合同調印式を開催し、本市を中心に各連携市町と「1対1」の連携協約を締結した。

また、圏域構成自治体の首長及び議長で構成する「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏推進委員会」及び学識経験者や各取り組み分野の関係者で構成する「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン（仮称）策定懇談会」での協議を経て、圏域の中長期的な将来像と連携協約に基づき推進する具体的取り組みを示す、「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン」を28年3月末に策定している。

「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン」は、本市市政運営の最上位計画である「第6次高松市総合計画」と同期間の28年度から令和5年度までの8年間を計画期間とし、圏域の目指すべき将来像として、「輝きと活力にあふれ 島、街、里が織りなす 創造性豊かな交流圏域」を定めている。計画期間の最終年度となる令和5年の人口目標を57万人程度に設定するとともに、この将来像及び人口目標を実現すべく、3市5町において連携して取り組みを実施する事業として、現在、経済成長のけん引分野で14事業、都市機能の集積・強化分野で6事業、生活関連機能サービス分野で52事業の合計72事業を掲載している。

また、若い世代の意見やアイデアもいただくため、30年度に、同ビジョン懇談会の部会として「圏域若者会議」を設置している。

◆連携協約に基づき推進する具体的取り組み

○は、連携する取り組みを示す。

連携協約項目		事業（取り組み）名	連携する市町						
			さぬき市	東かがわ市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	綾川町
1 圏域全体の経済成長の牽引	ア 産学金官民一体となった懇談会の設置・運営等、国の成長戦略実施のための体制整備	産学金官民一体となった懇談会の設置・運営等	○	○	○	○	○	○	○
		幅広い層が集まる「場」づくり事業	○	○	○	○	○	○	○
	イ 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	中小企業経営力強化事業				○	○		
	ウ 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	ブランド農産物育成支援事業	○	○	○				○

連携協約項目		事業（取り組み）名	連携する市町							
			さぬき市	東かがわ市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	綾川町	
1 圏域全体の経済成長の牽引	エ 戦略的な観光施策	誘客促進事業観光連携協議会等の設置・運営	○	○	○	○	○	○	○	
		国内誘客促進事業	○	○	○	○	○	○	○	
		海外誘客促進事業	○	○	○	○	○	○	○	
		国内外観光客向け情報発信事業	○	○	○	○	○	○	○	
		瀬戸内国際芸術祭推進事業			○	○		○		
		新たな観光プランの企画、販売等	○	○	○	○	○	○	○	
		イベント交流の促進	○	○	○	○	○	○	○	
		デリバリーアーツ事業	○	○	○				○	
		文化芸術鑑賞等の機会の提供	○	○	○	○	○	○	○	
		観光バリアフリーのためのUDマップ作成・活用事業	○	○	○	○	○	○	○	
2 高次の都市機能の集積・強化	ア 高度な医療サービスの提供	医療人材の確保・育成					○			
		医療職員の交流等	○		○	○	○		○	
	イ 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	ICカードを利用した公共交通利用促進事業	○		○	○	○		○	
	ウ 高等教育・研究開発の環境整備	大学等と連携した、将来の圏域を担うリーダーの育成	○	○	○	○	○	○	○	
		産学官連携推進事業	○	○	○	○	○	○	○	
エ その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策	データ利活用型スマートシティ推進事業	○	○	○	○	○	○	○		
3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上	ア 生活機能の強化に係る政策分野	(ア)地域医療	高松市立病院運営事業			○	○	○	○	○
			救急医療体制の確保					○	○	○
			救急艇の活用			○	○		○	
			島しょ部(土庄町及び小豆島町)への医師派遣事業			○	○			
			遠隔医療ネットワークを使った連携	○		○	○	○		○
			「地域包括ケア病棟」運用事業	○		○	○	○		○
			がん検診の広域化						○	
		(イ)介護	地域密着型サービス(認知症対応型共同生活介護)広域利用事業							○
			在宅医療・介護連携事業					○	○	
			地域包括支援センター運営事業	○	○	○	○	○	○	○
			徘徊高齢者保護ネットワーク	○	○			○		○
			介護認定審査会事業					○	○	○
		(ウ)福祉	自立支援協議会運営事業					○	○	
			障害支援区分等審査会業務の連携					○	○	○
			ファミリー・サポート・センター事業	○				○		○
		(エ)教育・文化・スポーツ	移動図書館巡回事業							○
			読書推進ボランティア養成事業	○	○	○	○	○	○	○
			帰国児童等支援事業					○		○
			特別支援教育推進連携事業			○	○	○		○
こども未来館学習体験事業	○			○	○	○	○	○		
史跡・遺跡の調査研究及び発信	○		○	○						
高松市埋蔵文化財センターの運営	○		○	○	○			○		
中学校総合体育大会等の連携						○	○			

連携協約項目		事業（取り組み）名	連携する市町							
			さぬき市	東かがわ市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	綾川町	
3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上	ア 生活機能の強化に係る政策分野	(エ)教育・文化・スポーツ	高松市屋島競技場の活用	○	○	○	○	○	○	○
			地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供	○	○	○	○	○	○	○
		(オ)地域振興	グリーン・ツーリズム等農業振興事業			○	○	○		
			獣害対策事業					○		
			産学官連携推進事業【再掲】	○	○	○	○	○	○	○
			生涯学習推進事業			○	○			
			男女共同参画センター学習研修事業			○	○			○
		(カ)災害対策	災害時相互応援協定	○	○	○	○	○	○	○
			香川県消防相互応援協定	○	○	○	○	○	○	○
			高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定					○		○
			消防業務の事務委託					○		○
			地域防災対策事業	○	○	○	○	○	○	○
		(キ)環境	一般廃棄物の処理・処分に関する業務							○
			し尿処理に関する業務					○		○
			環境学習等推進事業	○	○	○	○	○	○	○
	環境負荷の少ない自動車の普及促進		○	○	○	○	○	○	○	
	小型家電等リサイクル推進事業		○	○	○	○	○	○	○	
			不法投棄対策事業の推進	○	○	○	○	○	○	
	イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	(フ)地域公共交通	ICカードを利用した公共交通利用促進事業【再掲】	○		○	○	○		○
			コミバス等へのIruCa導入事業	○		○	○	○		○
			地域公共交通再編事業	○	○			○		○
		(イ) ICTインフラの整備・維持	データ利活用型スマートシティ推進事業	○	○	○	○	○	○	○
		(ウ)道路等の交通インフラの整備・維持	橋りょう改築修繕事業	○	○	○	○	○	○	○
			道路新設改良事業	○		○		○		○
		(エ)地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	ブランド農産物育成支援事業【再掲】	○	○	○				○
		(オ)地域内外の住民との交流・移住促進	自然体験等を通じた住民の交流の促進	○	○	○	○	○	○	○
			移住・交流促進事業	○	○	○	○	○	○	○
		ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	人材育成事業、合同研修等の実施	○	○	○	○	○	○	○
	地域コミュニティ人材養成事業		○	○	○	○	○	○	○	

6 サポート高松北側街区の利活用

(1) 現状

サポート高松北側街区は、当初の構想では高度な都市機能が集積する新しい都市核の形成を図る区域等として位置づけられていたが、経済が長期にわたり低迷する中、当面はイベント広場等として暫定的に利用し、シーフロントエリアの賑わい創出と来街者への憩い・やすらぎ空間を提供している。

(A 1 街区イベント開催件数)

平成26年度イベント等開催件数 19件

平成27年度イベント等開催件数	21件
28年度イベント等開催件数	16件
29年度イベント等開催件数	18件
30年度イベント等開催件数	14件

(2) 今後の整備方針

サンポート高松北側街区の今後の整備については、サンポート高松北側街区利活用検討報告書（平成23年度）やサンポート高松北側街区利活用アイデア・デザインコンペ（26年度）を経て、大規模な建物建設ではなく、海に面した景観を生かした緑豊かな空間として活用する方針を取りまとめていたが、28年11月28日の県議会本会議において、新県立体育館の建設に関し、サンポート高松での建設の方向で進める方針が発表された。

本市としては、MICE振興や中心市街地の活性化を進める中、新県立体育館は、本市のまちづくり方針に合致するとともに、地域活性化に寄与するものであることから、土地開発公社が所有するサンポート高松A1街区を無償で貸与することを決定した。

また、課題解決を図り、早期事業化を目指すため、28年度から、香川県が中心となって、県市の関係課で構成する新県立体育館県市合同調整会議を開催するなど、本市としても積極的に取り組んでいる。

29年度は、香川県において、新香川県立体育館整備基本計画の策定があり、コンサート等の多彩なイベントに対応できる機能を、より充実させるための検討に時間を要するため、34年度開催予定のインターハイまでの整備にこだわらず、1年程度完成をおくらせる判断があった。

今後とも、香川県をはじめ、関係機関と連携強化を図り、適切に対応していく。

7 政策コンテストの開催

次代を担う若者が、市長になったつもりで「高松」の未来を考え10年後・20年後の未来を想像して、将来の重点政策を予算まで含めた形で提案することで、地元への理解を深めて愛着を醸成し、地元への定着につなげることに、若者のフレッシュな意見を市政に反映させることを目的として、平成29年度から開催している。

29年度 参加チーム数	10チーム
30年度 参加チーム数	8チーム

8 移住・定住の促進

人口減少、少子・超高齢社会に対応するため、香川県、近隣市町を始め、各種関係機関、市民、NPO、民間事業者等との連携を図りながら、若者から選ばれ、移り住みたいと思える地域づくりを推進するとともに、本市の魅力を経験的・効率的に情報発信することなどにより、移住・交流の促進に取り組んでいる。

その取り組みを効果的かつ戦略的に展開するため、平成29年3月に「高松市移住・定住促進方策について」を取りまとめ、さらに、30年4月には、実効性のある、本市ならではの移住・定住促進施策の戦略的な展開を図っていくため、政策課内に移住・定住促進室を新設した。

(1) 香川県移住・定住推進協議会

平成22年3月に、香川県及び県内市町により構成される「香川県移住・交流推進協議会（現在の「香川県移住・定住推進協議会）」が設立された。

同協議会では、大都市圏で開かれる移住フェアに参加し、本市のプロモーションを始め、移住相談や住まい相談など、幅広く情報発信をしているほか、同協議会独自の取り組みとして、県内外市町の先進的な

取り組みの紹介、国等の支援メニューに関する情報共有を行っている。

(2) たかまつ移住応援隊

平成29年度に、市民の方を初め、地域コミュニティ協議会や企業等からなる「たかまつ移住応援隊」を発足し、インターネットやSNS等を活用して、本市の魅力のほか移住者の関心が高い仕事や住まいに関する情報発信を行うとともに、移住に関する相談対応などを行っている。

◆たかまつ移住応援隊の登録状況 (31. 4. 1 現在)

リーダー	サポーター				
	一般	専門			
		地域	子育て	住宅	仕事
3人	15人	4地域	4団体	2団体	23団体

(3) プロモーションの強化

本市の移住専用サイト「高松市移住ナビ」を活用し、本市の魅力や住みやすさ、移住後の暮らしなど市民目線の情報を発信するとともに、移住希望者に対しては、移住に関する不安を解消し、本市の魅力を実感していただくための「首都圏交流会」や、実際に本市での暮らしを体験できる「移住体験ツアー」などを実施した。

◆本市における移住者数及び移住相談件数

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30
移住者数 (人)	177	183	290
移住相談件数 (件)	35	65	203

(4) 移住者への支援

本市への移住・定住を促進することにより、地域の活性化を図るため、県外から市内の民間賃貸住宅に移住してきた方を対象に、家賃や礼金等に係る経費の一部を補助している。

また、平成30年度に、「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏」の取り組みとして、東京都内に移住や就職に関する相談窓口「瀬戸・たかまつ移住&キャリアサポートセンター」を設置し、移住アドバイザーにより、移住相談や市内企業の求人情報の提供等を行うほか、県内出身者の多い大学を訪問し、地元就職に向けたセミナーの開催周知を行うなど、本市への移住や、Uターン就職の促進に取り組んでいる。

さらに、首都圏において、本市に移住し、起業を希望する方を対象に、高松商工会議所と連携した起業セミナーを開催し、仕事と移住を関連させた取り組みを強化している。

(5) 地域おこし協力隊

市外の人材を積極的に誘致し、その人材の定住・定着及び地域の活性化を図るため、平成27年度に、地域おこし協力隊を設置した。

現在、塩江地区、男木島、女木島、本庁に、5名の隊員が地元住民や来訪者にとって魅力のあふれる地域となるよう、各隊員の知識や経験を生かしながら、地域の活性化に取り組んでいる。

9 男女共同参画

男女共同参画社会の実現を目指し、平成28年2月に策定した「第4次たかまつ男女共同参画プラン」に基づき、各局が横断的に全庁体制で、男女共同参画施策を総合的かつ効果的、計画的に推進している。また、男女の自立と男女共同参画社会の実現に向けた市民活動拠点である高松市女性センター（7年8月1日開館）は、18年4月1日から名称を高松市男女共同参画センターに変更し、高松市男女共同参画センター登録団体ネットワークを指定管理者として、管理運営を委託したが、19年11月にNPO法人格を取得して改称した特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネットが、引き続き管理運営を行っている。20年度には事務の移管

を行い、企画課（現在の政策課）に男女共同参画推進室を設置、30年度には、機構改革により、男女共同参画・協働推進課となった。

また、28年11月に、新設された「こども未来館」を中心とする複合施設、愛称「たかまつミライエ」6階に、世代間交流できる施設として男女共同参画センターを移転整備した。

(1) 男女共同参画行政の総合調整と推進

高松市男女共同参画推進本部のもと、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進している。

ア 第4次たかまつ男女共同参画プランの推進

第4次たかまつ男女共同参画プランを推進するとともに、計画の推進状況を把握し、進行管理を行う。

(ア) 基本理念「だれもがいきいきと自分らしく生きる男女共同参画社会の実現」

(イ) 基本目標

①男女が共に理解し合う社会づくり

②男女が共に活躍する社会づくり

③男女が共に安心できる社会づくり

(ウ) 計画期間 平成28年度～令和2年度

イ 男女共同参画週間事業

男女共同参画都市宣言（平成9年12月18日）の趣旨を踏まえ、社会のあらゆる分野に男女が共に参画し、個性豊かで充実した人生を送ることができる男女共同参画社会づくりを目指し、関係機関や関係団体と連携・協力し、6月23日から29日までの「男女共同参画週間」にあわせた啓発活動の一環として、期間中、女性弁護士による啓発講座を開催するほか、男女共同参画に関するパネル展の実施、啓発グッズの配布など、各種行事を行い、市民意識の高揚と啓発活動に取り組む。

ウ 高松市婦人団体連絡協議会の活動支援

女性の人権や社会的地位の向上を目指して、相互理解のもとにネットワークを形成し、女性を取り巻く諸環境の変化に対応した各種事業を行うことで、男女共同参画の視点から、地域社会の発展に寄与することを目的とし、自主的に組織した女性団体（地区婦人会等）の集まりである高松市婦人団体連絡協議会の活動を支援する。

(2) 男女共同参画センターの概要

ア 開館 平成7年8月1日（18年4月1日女性センターから名称変更）

イ 所在地 高松市松島町一丁目15番1号 愛称「たかまつミライエ」6階（28年11月移転）

ウ 延床面積 976.23㎡

エ 施設内容 学習研修室、託児室・授乳室、ミーティングスペース、ふれあい交流サロン、相談室

オ 開館時間 平日 9:00～21:00 土・日曜日・祝日 9:00～17:00

カ 休館日 毎週火曜日、年末年始（12/29～1/3）

(3) 男女共同参画センターの管理運営

男女共同参画センターの設置目的を踏まえ、市政への市民参画を推進するため、平成18年4月1日に指定管理者制度を導入し、委託した市民団体の高松市男女共同参画センター登録団体ネットワークが、19年11月にNPO法人格を取得して、特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネットに改称し、引き続き、市民みずからの主体的な管理運営を行っている。

特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネット（11年6月設立時の名称は高松市女性センター登録団体ネットワーク）とは、男女共同参画センターの登録団体が互いに交流し情報交換を行い、それぞれの活動を一層活発にするとともに、男女共同参画センターの事業運営に積極的にかかわることにより、女性の自立と社会参画を促進するために設立された組織である。

28年11月に錦町の建物（以下「旧センター」という。）から松島町の「たかまつミライエ」6階の施設（以下「新センター」という。）に移転することから、指定管理者を改めて公募した結果、特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネットが選定された。

ア 施設管理運営事業

(ア) 男女共同参画センター会議室利用状況

新センター

年度	利用者数（人）	1日平均（人）	利用件数（件）	利用率（％）
28	3,079	29.0	147	40.9
29	8,331	27.1	349	37.9
30	8,118	26.4	381	41.2

※28年度は開館日（11月23日）以降の人数及び件数

旧センター

年度	利用者数（人）	1日平均（人）	利用件数（件）	利用率（％）
26	34,652	116.7	2,315	66.8
27	32,339	108.9	2,096	61.4
28	16,775	95.3	1,122	57.0

※28年度は4月～10月末までの人数及び件数

(イ) 男女共同参画センター利用団体の登録と拡充

女性の自立と社会参画を促進し、男女平等と男女共同参画社会の実現のため、具体的な活動を行っている市民団体を男女共同参画センター登録団体とするとともに、交流・情報交換ができるよう支援し、その拡充を図る。

登録団体・グループ数 54団体（31.3.31現在）

イ 男女共同参画センター事業

(ア) 学習・研修活動推進事業

各種セミナー、講座等の学習・研修活動を通して主体的な問題解決や男女共同参画推進のための能力を養成する。

(イ) 相談事業

女性が生きていく中でかかわる、さまざまな問題に対して、相談者みずからが選択し、解決の道を探れるよう、各分野の専門職員及びカウンセラーが相談に応じ、援助を行う。また、援助されるだけでなく、相互に情報交換し、持てる力を再発見して、協働していく主体としての関係をつなぐ場として、サポートグループの立ち上げ、運営を支援する。

(ウ) 情報収集・提供事業

男女共同参画関連の図書、ビデオ、情報誌等の収集及び閲覧、貸し出し、また、パソコン機器等による情報提供を行う。

(≡) 活動・交流支援事業

グループや個人の活動、相互交流・ネットワークづくりの支援などにより、男女共同参画社会づくりの輪を広げる。

(4) 男女共同参画市民フェスティバル

男女共同参画社会の実現を目指し、男女共生意識を醸成するとともに、市内を中心に活動する団体・グループ相互の交流とネットワークの拡充を図るため、広く参加希望市民・団体を募り、実行委員会を組織し、講演会、パネル展、ワークショップ等を開催する。

10 水問題

平成20年2月に、海、川、ため池、森林、上下水道など、水にかかわる、さまざまな関係者が一堂に会し、水環境を取り巻く現状や課題、水をめぐる各種施策のあり方などを協議する「高松水環境会議」を設置した。

本市における水環境のあり方などについて2年間の議論を経て、22年2月に「水に学び、水を育み、明日につなげる ～連携による、持続可能な水環境の形成～」を理念とした、持続可能な水環境の形成に関する各種の取り組みなどについての提言書が提出された。

この提言書に基づき、本市の持続可能な水環境の形成に向けた基本理念や市、市民及び事業者の責務、取り組むべき施策、水環境基本計画の策定などについて定めた「高松市持続可能な水環境の形成に関する条例」を22年9月に制定した。

(1) 高松市水環境基本計画

条例に基づき、今後、20年間において取り組むべき5つの基本方針、15の目標及び施策の方向性について定める「高松市水環境基本計画」を平成23年3月に策定した。

また、具体的な施策等については、実施計画を策定し、取り組みの推移や達成状況を把握・分析しながら、進行管理を行うこととしている。なお、28年3月に、31年度までの4年を計画期間として「高松市水環境基本計画第2期実施計画」を策定している。

(2) 高松市水環境協議会

「高松市持続可能な水環境の形成に関する条例」に基づき、持続可能な水環境の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、学識経験や国・県等、農業・漁業、環境団体、企業の関係者のほか、公募市民で構成した協議会を、平成22年12月に設置した。

30年度には、本協議会を1回開催し、高松市水環境基本計画第2期実施計画の29年度実績を報告した。

(3) 我が家の水がめづくり

平成21年度から、節水に関する情報提供や啓発活動等を「我が家の水がめづくり」と総称し、未来に使える水を市民及び事業所が「つくる」取り組みを推進している。この取り組みの一環として、家庭や事業所で工夫して節水に取り組む「巧水（たくみ）キャンペーン」を実施している。

11 ユニバーサルデザインの推進

年齢、性別、身体的能力等の違いにかかわらず、全ての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、サービス等を計画、設計する、「ユニバーサルデザイン」の考え方を本市のさまざまな施策に取り入れるとともに、市民や民間団体等にその考え方の浸透を図るなど、ユニバーサルデザインの推進に全庁的かつ総合的に取り組むため、平成24年4月に政策課にユニバーサルデザイン推進室を設置した。

(1) 高松市ユニバーサルデザイン基本指針

ユニバーサルデザイン社会の実現を目指し、さまざまな主体が協働して取り組むことができよう、その

考え方や方向性について明らかにした「高松市ユニバーサルデザイン基本指針」を策定するため、平成24年度は、参考意見の募集、高松市ユニバーサルデザイン基本指針策定懇談会及び庁内検討委員会を開催し、意見聴取を行った。

25年4月には、「高松市ユニバーサルデザイン基本指針(案)」について、パブリックコメントを実施し、5月に基本指針を策定した。

(2) 推進状況

平成26年3月に、本市職員向けの「高松市ユニバーサルデザイン推進マニュアル」を策定したほか、11月に本庁舎窓口等の改修時の指針となる「高松市窓口等レイアウト及び案内表示に関する標準書」を策定し、全庁的にユニバーサルデザインの推進に取り組んでいる。

また、市民への普及・啓発のため、25年8月にユニバーサルデザインフェアを実施し、26年度からユニバーサルデザイン展として実施しているほか、25年度から、小学3年生を対象とした啓発用パンフレットを、学校を通じて配布するとともに、30年度には、ユニバーサルデザイン啓発映像を作成した。

29年12月に東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてのホストタウンの枠組みの中において、特に、パラリンピック選手との交流をきっかけにした共生社会の実現に焦点を当てた取り組みを推進する、共生社会ホストタウンに登録され、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の構成市町と連携して作成したユニバーサルデザイン啓発ポスターによる圏域における、ユニバーサルデザインのまちづくりの機運の醸成や「たかまつユニバーサルデザインマップ」の公開など、ユニバーサルデザインのさらなる推進に向け取り組んでいる。

12 交通安全対策

(1) 沿革

昭和 37年 2月	交通安全都市を宣言。
37年 3月	交通安全都市の実現を目指し、高松市交通安全都市推進協議会を発足。
46年 5月	交通安全対策基本法及び高松市交通安全対策会議条例に基づき、高松市交通安全対策会議を設置。
56年 2月	各校区（地区）の交通安全母の会からなる高松市交通安全母の会連絡協議会が発足。現在は、44校区（地区）で結成され、「交通安全は家庭から」を合言葉に、家庭はもとより、地域ぐるみの交通安全活動を展開している。
57年 3月	高松市自転車等の適正な利用に関する条例公布。（10月 1日施行）
平成 4年12月	高松市違法駐車防止に関する条例公布。（5年 1月 1日施行）
5年 3月	高松市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例公布。（7月 1日施行）
11年 4月	交通安全都市の実現を図ることを目的として高松市交通マナーアップモデル地区の指定事業を開始。
15年 8月	暴走族等追放重点地区の指定を受け、高松市暴走族等対策協議会を設立。
20年 1月	交通事故防止のPRに役立てるため、交通安全シンボルキャラクターのデザインとネーミングを募集し、高松市交通安全シンボルキャラクター「まもりーぶちゃん」を決定。
20年 4月	小学校4年生を対象とする自転車安全教育の中に、学科、テスト、危険予測、技能練の項目を加え、講習を終えた後に、参加児童に「自転車安全運転免許証」を発行する事業を開始。
22年 4月	高齢運転者の交通事故防止を目的とした高齢者運転免許証返納促進事業を開始。
27年 2月	交通死亡事故に歯止めがかからない状況を踏まえ、2月10日に高松市交通死亡事故多発非常事態宣言を発信。

(2) 平成30年度における交通安全運動推進状況

ア 春の全国交通安全運動	4月6日～15日
イ 秋の全国交通安全運動	9月21日～30日
ウ 年末・年始の交通安全運動	12月10日～1月10日
エ 高齢者の交通安全日	毎月5日
オ 自転車の交通安全日	毎月8日
カ 市民の交通安全日	毎月20日
キ 中央商店街クリーン作戦	4回
ク 自転車マナー街頭指導	11回
ケ 交通安全対策会議	1回
コ 交通安全都市推進協議会	1回
サ 交通安全母の会連絡協議会	6回
シ 高松市交通マナーアップモデル地区指定	檀紙地区、下笠居地区

(3) 交通安全活動状況

道路交通環境の整備として道路整備、交通安全施設の設置、効果的な交通規制などが進められる一方、年間を通して交通事故が多発し、交通を取り巻く環境は厳しい状況にある。

平成30年度の交通安全活動は、本市の推進重点を前年度に引き続き「防ごう！高齢者の交通事故」とし、

関係機関・団体と協力して、指導者研修・講習会を開催したほか、反射材効果体験教室や高齢者ドライバーを対象としたシルバードライバーズスクール等を開催した。

また、小学校4年生を対象に自転車安全運転免許証事業を実施したほか、校区（地区）交通安全母の会等を活動主体として、街頭キャンペーン等を実施した。

ア 交通安全指導者研修会

- (ア) 校区（地区）交通安全母の会 (イ) 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校交通安全担当者
- (ウ) P T A (エ) 高齢者交通指導員

イ 交通安全教室の開催

- (ア) 保育所・幼稚園・認定こども園 246回 (イ) 小中学校 107回
- (ウ) 高齢者 20回 (エ) その他 11回

ウ 街頭キャンペーン（交通安全母の会等協力）

エ 広報活動 各種広報媒体や広報車を活用して広報活動を行った。

(4) 交通安全資材の配布

ア 保育所・幼稚園・学校関係資材

鈴付リボン、ランドセルカバー、黄色いワッペン、黄色いハンカチ、交通安全絵本、紙芝居

イ 街頭指導用資材

指導旗

(5) 交通事故発生状況

年次	事故件数 (件)	傷者 (人)	死者 (人)	死者のうち 高齢者 (人)	人口10万人当たりの 死者数 (人)
26	4,274	5,296	16	8	3.80
27	3,572	4,331	21	12	4.99
28	3,217	3,890	18	13	4.28
29	2,996	3,639	13	5	3.09
30	2,569	3,046	14	8	3.33

(6) 高齢者運転免許証返納促進事業

高齢者の交通事故防止の観点から、高齢者の運転免許証の自主返納を促進するため、高松市の住民基本台帳に記載された65歳以上の人のうち、平成22年4月1日以降に、運転免許証を自主返納した人に対して、5千円分のことでんシニアイルカードを交付することとした。

また、26年7月1日から金額を1万円に増額するとともに、JRイコカカードも選択できるようにしたほか、29年1月30日からは4カ所の総合センターで、30年5月からは市民サービスセンターでも交付受け付けを開始した。

30年度 交付者数 1,250人 (うちシニアイルカ交付 904人、イコカ交付 346人)

13 地域政策

(1) 地域審議会

合併に伴い行政区域が拡大し、合併町の住民の意見が市政に反映されにくくなるという懸念を払拭し、地域住民の声を施策に反映させるため、合併特例法（牟礼町については、合併新法）に基づき、合併6町（塩江町、牟礼町、庵治町、香川町、香南町及び国分寺町）の区域ごとに設置し、合併地域に新たに設置した支所内に事務局を置いた。

ア 設置根拠

塩江地区、庵治地区、香川地区、香南地区及び国分寺地区にあつては合併特例法第5条の4第1項を、牟礼地区にあつては合併新法第22条第1項を根拠としている。なお、設置に当たって、協定書調印（合併協定項目第6号）、議会の議決及び市長・町長による協議書締結を経たのは、各地域審議会に共通している。

イ 設置期間

塩江地区にあつては平成17年9月26日から令和3年3月31日まで。牟礼地区、庵治地区、香川地区、香南地区及び国分寺地区にあつては平成18年1月10日から令和3年3月31日まで。

ウ 所掌事務

設置区域に係る建設計画（牟礼町については、合併基本計画）の執行状況、同計画の変更、同地域のまちづくりに関すること、及び市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じて審議・答申をし、または、意見を述べること。

エ 組織・任期等

委員：15人以内（うち会長・副会長各1人）

委員の要件：設置区域内に住所を有する有権者

学識経験を有する者、公募により選任された者から委嘱

任期：2年間（再任可）

オ 会議の開催回数

平成27年度までは毎年度2回開催としていたが、28年度からは毎年度1回開催とした。また、委員の総数の3分の1以上の委員から請求があった場合は随時開催する。

(単位：回)

地区	年度	25	26	27	28	29	30
塩江		2	2	2	1	1	2
牟礼		2	2	2	1	1	1
庵治		2	2	2	1	1	1
香川		2	2	3	2	1	1
香南		2	2	4	1	1	1
国分寺		2	2	2	1	1	1

カ その他

平成24年6月に、いわゆる合併特例債延長法が施行されたことに伴い、合併特例債等の発行期間が、本市においては5年間延長され、令和2年度まで発行可能となった。合併特例債等は、後年度に交付税措置のある有利な財源であり、できる限り活用できるよう対応するため、平成27年9月に建設計画等の計画期間を5年間延長し、これにあわせて建設計画等の進行管理を行う地域審議会の設置期間についても5年間延長し、令和2年度までとした。

(2) 総合センター・支所・出張所

地区住民の利便を図るための行政サービスセンターとして、総合センター・支所・出張所を設置し、本庁との中継的な窓口サービス、自主的な住民組織の育成助長等、住民と密着した地域コミュニティの推進に努めている。

また、平成27年2月に策定された高松市地域行政組織再編計画に基づき、平成29年1月30日に勝賀総合センターを設置したほか、牟礼、香川、国分寺支所は総合センターに移行している。

ア 総合センター・支所・出張所

牟礼総合センター	牟礼町牟礼302-1	庵治支所	庵治町6393-5
香川総合センター	香川町川東上1865-13	塩江支所	塩江町安原下第2号1645
香南支所	香南町由佐1172	勝賀総合センター	香西南町476-1
国分寺総合センター	国分寺町新居1298		

イ 総合センター・支所・出張所

(31. 4. 1 現在)

総合センター	支所	出張所	職員数 (非常勤を除く)
4	4	20	141

ウ 総合センター・支所の整備

牟礼、香川及び香南支所庁舎については、耐震補強が必要と判定されたため、香川支所（現香川総合センター）については、21年度に耐震補強工事を終了し、牟礼支所（現牟礼総合センター）及び香南支所については、24年度に改築工事を終了した。

エ コミュニティセンター整備事業及び指定管理者制度の導入

地域における生涯学習の活動拠点としての機能を維持しつつ、自助・共助・公助の考えのもと、市民と行政が協働して住みよいまちづくりを進めるための活動拠点とするため、旧高松市域において、平成18年度から、地区公民館をコミュニティセンターに移行し、所管が教育委員会から市長部局に移管され

たほか、19年度から、各地域コミュニティ協議会を指定管理者に指定し、コミュニティセンターの管理運営を委託している。

また、合併地区においては、20年度には香川町の川東校区及び東谷地区の2公民館を、21年度には塩江地区、庵治地区及び香川町浅野校区の3公民館を、22年度には牟礼地区大町、香川町大野地区、香南地区、国分寺町北部校区及び国分寺南部校区の5公民館をコミュニティセンターに移行するとともに、当該地区の地域コミュニティ協議会を指定管理者に指定し、管理運営業務を委託している。

なお、18年度の古高松コミュニティセンターの開館以降、21年度に下笠居コミュニティセンター、23年度に三谷コミュニティセンター、支所の改築にあわせ、24年度に香南コミュニティセンターを改築、25年度に牟礼コミュニティセンターを新設し、52館となった。

21年度に策定したコミュニティセンター中期整備指針に基づき、24年度に国分寺北部コミュニティセンターの耐震補強・改修を、25年度に円座、鬼無コミュニティセンター、27年度に国分寺南部コミュニティセンターの耐震補強・改修及び、林コミュニティセンターの改築を、28年度に西植田コミュニティセンターの耐震補強・改修及び、東植田コミュニティセンターの改築を、30年度に木太コミュニティセンターの改築を実施した。

今後は、30年度始動の新コミュニティセンター整備計画に基づき、計画的に施設の老朽化に対応するとともに、計画的な修繕・改修を実施し、施設の保全に努めることとしている。

コミュニティセンター一覧

(31. 4. 1 現在)

センター名	構造	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	建設年	所在地
松 島	RC2F	672.11	1,159.05	S55.3.31	高松市松福町二丁目15-24
花 園	RC3F	503.00	350.00	S56.3.30	高松市観光通二丁目8-9
築 地	RC3F	900.29 (1・2階部分)	1,837.45	S31.3.31 (H24.9.1)	高松市築地町14-1
新塩屋町	RC2F	450.76	542.01	S57.3.20	高松市城東町一丁目1-47
四 番 丁	RC2F	450.66	428.28	S61.6.20	高松市番町二丁目3-5
二 番 丁	RC2F	450.87	663.19	S60.3.15	高松市扇町二丁目8-7
日 新	RC3F	502.20	251.23	S58.3.19	高松市瀬戸内町22-9
亀 阜	RC2F	450.54	348.23	S62.3.25	高松市宮脇町一丁目6-18
栗 林	RC2F	450.76	1,097.36	S56.3.20	高松市栗林町三丁目2-12
鶴 尾	RC2F	578.08	1,843.69	S53.3.31	高松市田村町303-1
太 田	RC2F	450.79	1,512.60	S54.3.31	高松市伏石町2071-16
太田中央	RC2F	420.38	1,462.60	S57.3.15	高松市松縄町1108-1
太田南	RC2F	420.15	1,919.35	S58.3.19	高松市太田上町1045-2
木 太	RC2F	807.43	2,315.64	H31.1.25	高松市木太町3480-2
木太南	RC2F	420.62	1,453.66	S61.3.20	高松市木太町1486
木太北部	RC2F	420.56	1,254.00	H2.5.1	高松市木太町2603
屋 島	RC2F	450.42	1,826.71	S50.3.15	高松市屋島中町449-1
屋 島 西	RC2F	424.58	1,421.02	S60.3.15	高松市屋島西町2483-2
屋 島 東	RC2F	420.76	2,650.37	S62.3.25	高松市屋島東町928
古 高 松	RC1F	697.56	2,000.04	H18.7.10	高松市高松町10-20
古高松南	RC2F	420.49	1,333.81	S59.3.15	高松市春日町782-2
前 田	RC2F	459.53	1,913.86	S57.3.15	高松市前田東町838
川 添	RC2F	671.30	1,515.08	H10.5.14	高松市元山町136-4
林	RC1F	699.00	3,513.01	H27.11.24	高松市林町329-1
三 谷	RC1F	649.33	2,159.00	H23.7.27	高松市三谷町1201-1
仏 生 山	RC2F	650.97	1,470.85	H8.3.29	高松市仏生山町乙45-4

センター名	構造	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	建設年	所在地
多肥	RC2F	450.68	1,490.74	S50.3.15	高松市多肥上町433-5
一宮	RC1F	691.13	1,904.00	H11.3.10	高松市一宮町838-1
川岡	RC2F	450.23	1,244.00	S51.3.31	高松市川部町486-1
円座	RC2F	483.03	1,403.76	S52.6.20	高松市円座町1622-1
檀紙	RC2F	450.17	2,336.00	H3.7.31	高松市御厩町775-1
弦打	RC2F	673.48	2,480.77	H10.3.30	高松市鶴市町356-3
鬼無	RC2F	460.49	1,524.67	S54.3.15	高松市鬼無町佐藤31-3
香西	RC2F	650.61	1,132.55	H9.5.1	高松市香西本町476-1
下笠居	RC1F	703.75	2,021.28	H21.9.18	高松市生島町353-1
女木	SALC2F	400.92	712.56	S55.3.31	高松市女木町203-1
男木	SALC2F	400.66	327.30	S56.3.20	高松市男木町134
川島	RC2F	732.94	1,852.81	H2.5.1	高松市川島本町191-2
十河	RC2F	400.86	1,251.97	S55.3.31	高松市十川西町579-1
東植田	RC2F	489.58	1,048.00	H29.3.10	高松市東植田町1825-1
西植田	RC2F	426.77	1,403.40	S51.3.30	高松市西植田町2247-1
川東	RC2F	1,209.05	7,229.74	S54.5.30 (H25.4.1)	高松市香川町川東上1865-13
東谷	RC2F	336.80	2,852.16	S60.3.20	高松市香川町東谷873-3
塩江	RC3F	769.00(支所2階部分)	6,479.97	S57.6.30	高松市塩江町安原下第2号1645
牟礼	RC2F	737.32(センター1階部分)	6,521.30	H24.12.28	高松市牟礼町牟礼302-1
庵治	RC2F	1,516.00(1・2階部分)	2,389.31	S59.6.25	高松市庵治町888-1
浅野	RC2F	480.24	1,331.46	S57.3.20	高松市香川町浅野826-2
大町	RC1F	542.24	529.47	H10.3.25	高松市牟礼町大町1463-2
大野	RC2F	610.00	1,470.66	S58.3.31	高松市香川町大野1329-1
香南	RC1F	702.39(支所1階部分)	4,854.24	H24.7.13	高松市香南町由佐1172
国分寺北部	RC2F	716.00	2,345.14	S48.3.1	高松市国分寺町新居1840-6
国分寺南部	RC2F	734.84	1,355.67	S49.3.31	高松市国分寺町福家甲3106-3

(注) RC：鉄筋コンクリート造 SALC：鉄筋造軽量気泡コンクリートパネル張

(3) 住民組織

地域住民によって自主的に組織されている自治会は、地域住民の福祉向上と地域発展のため、自主活動と市政への協力を行っており、住民の声を幅広く吸い上げ、市政をより円滑に推進するため、住民組織の育成強化を推進している。

ア 自治会の概要

(各年度4月1日現在)

区 分 \ 年 度	25	26	27	28	29	30
地区(校区)連合自治会数	46	46	46	46	46	46
単 位 自 治 会 数	2,623	2,620	2,612	2,612	2,605	2,594
加 入 世 帯 総 数	113,373	112,272	111,013	109,698	108,453	106,751
市 総 世 帯 数	177,880	179,881	181,727	182,137	183,690	185,169
自治会世帯加入率(%)	63.74	62.41	61.09	60.23	59.04	57.65

(注) 市総世帯数は、推計人口による

イ 自治会の主な活動

- (ア) 安全・安心なまちづくり 防犯活動 安全パトロール 防犯灯の設置・維持管理等
- (イ) 情報を共有するまちづくり 災害時の情報伝達 広報配布 回覧板による情報提供等

(ウ) きれいで快適なまちづくり 道路・公園等の清掃活動 ごみステーションの管理・清掃等

(エ) ふれあいのあるまちづくり お祭り 運動会 敬老会等

ウ 自治会の法人化

自治会が保有する集会施設等の財産保全を図るため、自治会が「地縁による団体」として、市長の認可により法人格を持てるようになったことから、平成4年3月1日から認可申請の受け付けを実施しており、31年3月31日現在、451自治会が認可を受けている。

エ 自治会活動推進等

平成22年度から、11月を「自治会加入促進月間」と定め、加入や結成の促進に努めている。

しかし、昭和63年には89%であった本市の自治会加入率は、平成30年には57%となり、加入率の低下に歯どめがかかからない状況であることから、30年5月1日付で高松市コミュニティ協議会・高松市連合自治会連絡協議会と本市で組織した「自治会の在り方等検討プロジェクトチーム」において自治会のあり方等について見直しを行い、その内容を踏まえた上で、新たな自治会再生・加入促進施策の検討を行っている。

(4) 防犯灯

高松市防犯灯新設等助成金交付規程に基づき、自治会が所有・管理している防犯灯の新設、移設及び補修工事並びに維持管理（電気料金）に要する経費の全額または一部を助成し、夜間における犯罪の防止と通行の安全を図り、住みよいまちづくりの促進に努めている。

ア 防犯灯新設等助成

(31. 4. 1 現在)

区 分		助 成 金 額	助 成 基 準
新設 工事等	新 設 工 事	工 事 費 の 全 額	市長が指定した、発光ダイオード防犯灯を、原則として既存の電柱に添架するとき
	移 設 工 事	工事費から自治会負担分 6,000円を除いた額	既設の発光ダイオード防犯灯のうち、電柱の建てかえ、または道路の変更その他により、灯具を移設するとき
		工 事 費 の 全 額	既設の発光ダイオード防犯灯のうち、道路の新設等により、既存の防犯灯から30m以内に道路照明灯等が設置され、既存の防犯灯を移設するとき
	補 修 工 事	工事費から自治会負担分 6,000円を除いた額	既存の発光ダイオード防犯灯のうち、灯具を補修するとき
維持 管理	電 気 料 金	蛍光防犯灯、発光ダイオード防犯灯、白熱防犯灯の電気料金相当額	蛍光防犯灯、発光ダイオード防犯灯、白熱防犯灯及び水銀防犯灯のうち市長が指定したもの

イ 防犯灯の補助状況（自治会所有）

(平成30年度)

区分	新 設	切 替	移設(切替有)	移設(切替無)	補 修	防犯灯総数
灯数	95	62	0	47	19	29,293

(5) 自治会集会所

ア 自治会集会所新築等補助

高松市自治会集会所新築等補助規程に基づき、地域住民の活動拠点である自治会集会所の新築、増築、または改修に対して助成を行い、自治会活動の一層の促進を図っている。

(31. 4. 1 現在)

事業名	補助対象限度額	補助率
集会所の新築 (改築・購入)	(1) 加入世帯が30世帯以下の自治会 1,200万円 (2) 加入世帯が30世帯を超え50世帯以下の自治会 1,200万円に、30世帯を超える1世帯につき10万円を加算した額 (3) 加入世帯が50世帯を超える自治会 1,400万円に、50世帯を超える1世帯につき8万円を加算した額(その額が1,800万円を超える場合は1,800万円) (ただし、安全設備の整備を行う場合にあっては当該整備に要した額[その額が100万円を超える場合は、100万円]を、浄化槽の整備を行う場合にあっては当該整備に要した額[その額が100万円を超える場合は、100万円]を上乗せすることができる。)	50%以内
集会所の増築	200万円(ただし、安全設備の整備を行う場合にあっては当該整備に要した額[その額が100万円を超える場合は、100万円]を、浄化槽の整備を行う場合にあっては当該整備に要した額[その額が100万円を超える場合は、100万円]を上乗せすることができる。)	50%以内
集会所の改修 (改造・修繕)	200万円(ただし、安全設備の整備を行う場合にあっては当該整備に要した額[その額が100万円を超える場合は、100万円]を、浄化槽の整備を行う場合にあっては当該整備に要した額[その額が100万円を超える場合は、100万円]を上乗せすることができる。)	

(ア) 災害救助法の適用を受けた災害により被害を受けた集会所の復旧工事を、被害を受けた日から1年以内に着手した場合、補助率は75%以内とする。(新築経費については、200万円以下に係る部分のみ)

(イ) 次の要件を満たすもののうち、建物本体工事費、監理費、本体と一体となった設備等工事費のうち集会所として最低限必要なもの(水道・給排水・電気等)が補助対象となる。

- ・ 建物は、総面積9.917㎡以上で、自治会が所有(自治会名義で登記)し、用途が自治会活動であること。
- ・ 用地は、自治会が所有しているか、今後の利用や工事について土地所有者の承諾を得ていること。
- ・ 同時期に、集会所整備に係る国・県等からの補助等を受けていないこと(予定含む)。
- ・ 事業総額が50万円以上であること。

(ウ) 自治会集会所の整備状況(平成30年度)

- ・ 新築または改築 2件
- ・ 増築または改修 11件

(6) 安全で安心なまちづくりの推進

近年、特殊詐欺事件など犯罪が悪質化・巧妙化する中、犯罪等を未然に防止し、犯罪等を発生させない環境づくりの推進に向け、高松市安全で安心なまちづくり推進協議会を中核として施策・事業の推進を図るとともに、高松市防犯協会などとも連携して地域コミュニティが実施する防犯パトロール等の防犯活動に対し、支援を実施している。

14 離島振興

本市の離島において救急患者が発生し、船舶を借り上げ輸送した場合に、その輸送費を補助することによ

り、離島住民及び離島を訪れる人の負担を軽減し、離島住民等の福祉の向上を図っている。

15 大島の振興

大島は、現在、国立療養所大島青松園の入所者や職員など、関係者のみが居住している状況であり、将来的には、居住する者がいなくなることが懸念されている。

このことから、本市では、大島における将来にわたる振興に向け、これまでのハンセン病療養所の歴史を後世に伝えるとともに、瀬戸内国際芸術祭を契機として生まれた、芸術関係者など、島外の人々との交流の継続・拡大や、島の景観等を生かした活性化などの方策を検討するため、入所者や有識者等で構成する「大島の在り方を考える会」を、平成25年7月に設置し、6回にわたる検討・議論のほか、入所者との意見交換会を行うとともに、市民からのアンケート調査結果などを踏まえ、大島振興方策を、26年11月に策定した。

本市においては、大島振興方策に示された「歴史の伝承」と「交流・定住の促進」の方向性に基づき、方策に掲げた施策・事業に取り組むこととしており、30年度においては、来島者向けの大島マップ作成、交流ワークショップの開催、大島に関わる人々に情報を発信する大島ネットワーク事業を実施した。

16 空き家等対策

近年、人口減少や高齢化の進展等に伴い、全国的に空き家等問題が顕在化しており、その発生防止や利活用などを含め空き家等について総合的に対応していく必要性が高まる中、本市でも平成25年5月以来、庁内関係課で組織する「空き家等対策プロジェクトチーム」を設置し、実効性のある空き家等対策を検討してきた。

26年度には、空き家等の実態について調査を実施し、危険度の高い空き家等の状況を把握した。

家形総数 (A)	空き家総数 (B)	空き家率 (B/A)	Bのうち危険度 の高い空き家数
142,625 戸	5,868 戸	4.1%	935 戸

27年度には、前年に成立した「空家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行され、市民から行政による空き家等対策への期待が高まる中、本市でも、市民政策局に暮らし安全安心課を新設し、これまで各課で対応していた問合せや苦情に対する窓口の一本化を初め、条例の制定や計画の策定など、空き家等対策を総合的かつ計画的に実施した。

28年度は、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する特定空き家等の措置を実施したほか、老朽危険空き家等の除却や、空き家の利活用と高松市内への移住の促進を図るため、香川県空き家バンク登録物件の改修工事に対し、補助金を交付するなど、総合的な空き家対策に鋭意取り組んだ。

29年度は、市内に空き家を所有する方が、不動産取引業者団体等に気軽に相談し、空き家の利活用や適正管理に関するノウハウの提供を受けられる体制整備を目的とし、高松市空き家相談員制度を創設した。

30年度には、これまでの取り組みを検証し、今後の対策に反映させるため、空き家等の実態調査を実施した。

家形総数 (A)	空き家総数 (B)	空き家率 (B/A)	Bのうち危険度 の高い空き家数
184,014 戸	8,289 戸	4.5%	900 戸

対策方針・計画

時 期	概 要
27年4月	くらし安全安心課を設置
5月	空家等対策庁内連絡会を設置
8月	空家等の改修に関する補助制度を創設
9月	高松市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例を制定
10月	高松市空家等対策協議会を設置
28年2月	高松市空家等対策計画を策定
4月	老朽危険空き家の除却に関する補助制度を創設
29年10月	高松市空き家相談員制度を創設
30年8月～31年2月	空き家等実態調査を実施

空家等に関する補助制度

補助事業名		補助件数			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
空家改修等補助事業	改修工事	3	4	5	5
	家財道具の処分	0	0	-	-
老朽危険空家除却補助事業		-	13	19	31

17 地域コミュニティ

(1) 地域コミュニティの構築

本市では、これまで「地域みずからのまちづくり」を都市づくりの目標に掲げ、地域みずからの自己決定と自己責任を基本に、行政とともに考え、行動する中で、主体的にまちづくりを進める地域コミュニティの構築に努めてきた。平成17年度末では、旧高松市域における全35地区で地域コミュニティ協議会が結成され、合併町においても、18年度末で2地区、19年度末で3地区に、20年度中に4地区で地域コミュニティ協議会が結成され、高松市内全域44地区において地域コミュニティ協議会が構築された。

(2) 地域コミュニティ支援事業

ア 地域まちづくり交付金事業

地域コミュニティ協議会が主体的に行うまちづくり活動を支援し、住民自治及び市民と行政との協働による地域みずからのまちづくりを推進するため、地域コミュニティ協議会に対して、地域の各種事業・団体に交付される補助金を一元化して交付する。

主体的・積極的なまちづくりの促進とコミュニティ活動を担保するための新たな財源とし、用途について地域に裁量権を付与することで、「地域みずからのまちづくり」の機運を醸成し、地域の自立を促進するものである。

また、平成26年度には、交付算定基準を変更するとともに、敬老会事業の在宅者分事業費を一元化した。

さらに、29年度には、コミュニティプランに基づき、地域独自の課題解決を行うための新規事業を支援するため、28年度をもって廃止したゆめづくり推進事業を発展的に継承した「課題解決応援加算（通称：コミュニティGO）」を創設した。令和元年度においては、29年度から12団体、30年度から6団体、元年度から3団体の申請があり、計21団体が実施している。加算金額は、事業開始年度から3年に限り、下記の金額を上限とする。

事業開始初年度 100万円 事業開始2年度目 75万円 事業開始3年度目 50万円

イ 地域コミュニティ協議会事務局体制強化支援事業補助金

平成23年度をもって地域推進員の配置を終了したこと、及び事務局事務の増加に伴い、各地域コミュニティ協議会のセンター職員等の業務過多が生じている状況を踏まえ、各地域コミュニティ協議会において、コミュニティセンターの管理業務と事務局事務の適切な役割分担の上、事務局体制の強化を図るため、24年4月に「高松市地域コミュニティ協議会事務局体制強化支援事業補助金」を創設した。

また、その後の地域まちづくり活動の活発化に伴い、28年度から補助対象の拡大を行った。

ウ 地域コミュニティ人材養成事業

市民の自主的な地域活動への参加による自立と連帯に根ざした地域社会の形成に向けて、地域コミュニティの役割、必要性、活動方法等を理解し、その成果を地域で実践するリーダー的人材を養成するため、各地域コミュニティ協議会からの推薦者と関係行政職員を対象に、研修、講演会を実施している。

エ 市政出前ふれあいトークの活用

地域コミュニティの概要や地域コミュニティづくりの本市の支援策等について、職員などが地域へ出向き説明する。

オ 指定管理者制度の導入

地域における生涯学習の活動拠点としての機能を維持しつつ、自助・共助・公助の考えのもと、市民と行政が協働して住みよいまちづくりを進めるための活動拠点とするため、旧高松市域において、平成18年度から、地区公民館をコミュニティセンターに移行し、所管が教育委員会から市長部局に移管されたほか、19年度から指定管理者制度を導入し、各地域コミュニティ協議会が管理運営を行っている。

また、合併地区においては、20年度には香川町の川東校区及び東谷地区の2公民館を、21年度には塩江地区、庵治地区及び香川町浅野校区の3公民館を、22年度には牟礼地区大町、香川町大野地区、香南地区、国分寺北部校区及び国分寺南部校区の5公民館をコミュニティセンターに移行するとともに、当該地区の地域コミュニティ協議会を指定管理者に指定し、指定管理者が管理運営を行っている。

18 市民活動の促進及び市民と行政との協働の推進

阪神・淡路大震災を契機とした、ボランティア活動等市民活動に対する社会的機運の高まりに伴い、平成10年3月に特定非営利活動促進法が公布されたことを受け、本市においても、同年4月に市民生活課内にボランティア係が設置された。その後、11年4月のボランティア活動推進室、18年4月の地域振興課内の男女共同・市民参画室の設置等を経て、20年4月に地域政策課内に市民協働推進室を設置し、28年4月にコミュニティ推進課内に、30年4月には機構改革により男女共同参画・協働推進課に所属を移し、市民活動の一層の促進を図るとともに、市民活動団体等と行政との協働によるまちづくりを推進している。

(1) 自治と協働の基本指針

自治基本条例に掲げる「市民主体のまちづくり」の実現を図るため、協働のあり方や、地域コミュニティ協議会や市民活動団体の目指すべき方向性を示す「自治と協働の基本指針 ～みんなで こっしやえよう うまげな高松～」を平成23年3月に策定した。

ア 理想とする自治と協働の姿 「地域の特性を生かし、多様な主体が参画・協働するまちづくり」

イ 取り組みの方向性

(ケ) 人材育成

(イ) 組織運営の充実・強化

(ウ) 団体同士の連携

ウ 行政の支援体制の拡充

- (ア) 環境づくり
- (イ) 職員の育成
- (ウ) 行政の組織体制整備

(2) 協働のまちづくり推進ガイドの策定

自治と協働の基本指針で示した取り組みの方向性に基づき、施策体系別、協働の形態別にモデル的事業等を示すことにより、協働によるまちづくりの充実を図るため、平成23年10月に協働のまちづくり推進ガイドを策定した。

(3) 市民活動センターの概要

市民と行政がともに考え、ともに活動する「協働」の場として、平成13年1月30日に田町商店街に高松市ボランティア・市民活動センターを設置し、16年度からは管理運営を特定非営利活動法人に委託し、市民活動に関する情報収集・提供・相談、研修、市民活動団体等の交流・協働事業のコーディネートなどを行ってきた。

24年度からは、管理運営を市直営に見直し、市民活動団体だけでなく、地域コミュニティ協議会や企業、教育機関等の多様な主体との連携を目指し、24年8月には名称を高松市市民活動センターに変更して四番丁スクエアへ移転した。27年10月にはセンターのサテライトとして、瓦町FLAG8階に瓦町市民活動センターを開設し、市民活動団体等の活動拠点としての機能を拡充させた。28年4月にはセンターを統合し、高松市市民活動センターを瓦町FLAG8階に移転、市民活動団体への支援体制の強化を図り、中間支援組織としての役割を果たすための事業等を実施している。

ア 施設の概要

- (ア) 名称 高松市市民活動センター
- (イ) 所在地 高松市常磐町一丁目3番地1（瓦町FLAG8F）
- (ウ) 延べ床面積 357.72㎡
- (エ) 開館時間 午前10時～午後9時
- (オ) 休館日 年末年始
- (カ) 事業内容
 - a 市民活動を行う者の交流及び連携を促進すること
 - b 市民活動に関する図書、情報、視聴覚資料その他の資料を収集し、市民の利用に供すること
 - c 市民活動に関する講座、講演会等を開催すること
 - d 市民活動の普及啓発を行うこと
 - e 市民活動に関する相談事業を行うこと
 - f その他センターの設置目的を達成するために必要な事業を行うこと

イ 施設内容

- (ア) 事務用ブース (イ) ロッカー
- (ウ) メールボックス (エ) 作業スペース
- (オ) 情報・交流スペース (カ) 会議室

ウ 利用状況

項目 \ 年度	26	27	28	29	30
総利用者数（人）	3,218	15,429	19,752	23,997	21,311

(4) 協働推進員制度

協働事業の円滑な推進を図り、市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、平成20年度から「協働推進員制度」をスタートさせ、各職場に、協働推進の核としての役割を担う「協働推進員」を、各部局には、横断的な課題の総合調整を行う「協働推進調整員」を配置した。23年度からは、各地域コミュニティ協議会単位に協働推進員を配置し、多面的に協働推進施策を展開した。28年度に協働推進員制度の実効性を高めるため制度を見直し、29年度からは、新たな制度のもと、地域コミュニティ協議会及び市民活動団体等からの相談や提案に対し、柔軟かつ適切に対応できるよう、行政とのパイプ役としての機能強化を図っている。30年4月の機構改革に伴い、地域担当協働推進員はコミュニティ推進課が、所属担当協働推進員は男女共同参画・協働推進課が所管している。

また、協働推進員の資質の向上を図るため、協働推進人材養成研修を実施しており、今後も、効果的な研修を実施するほか、協働推進員同士、協働推進員と職員間での積極的な情報共有に努め、すべての職員に協働の主体であることの自覚を促し、意識改革を図っていく。

(5) 協働企画提案事業の実施

平成18年度から、市民活動団体等と行政がそれぞれの特性を生かしながら、協働で社会的課題をより効果的に解決することを目指し、協働企画提案事業を募集している。28年度までに121事業の応募があり、そのうち65事業を採択し、市民活動団体等と関係課が役割分担や情報交換を行いながら、効果的に事業を実施した。募集は年2回実施し、24年度からは、それまでの委託事業に加えて、補助事業としても採択できるようにし、また、25年度事業募集には、行政の課題に加え、地域コミュニティ協議会の課題を公開し、市民活動団体等の多様な主体が地域社会を支える「新しい公」という考えのもと、取り組みを行った。

27年度に事業の見直しに取り組み、28年度から募集を年1回とし、採択を委託事業のみに戻すなど事業を重点化し、外部アドバイザーの活用等による事業の質の向上を中心に、協議回数 of 充実、事業に継続性を持たず等の改善を図り、本来の協働の観点から協働が進められるような取り組みを目指している。

(6) 特定非営利活動法人の認証

平成26年10月に、香川県より高松市特定非営利活動法人の認証等に関する事務の移譲を受け、高松市のみならず事務所に置く特定非営利活動法人の設立及び運営に関する認証申請及び届出に関する事務や相談を行っている。この認証等に関する事務は、ボランティア活動を初めとする、市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益に寄与することを目的に施行された、特定非営利活動促進法に基づくものである。今後、認証等事務を通じて、各団体の組織基盤や運営状況等を正確に把握するとともに、それぞれの実情を踏まえた支援策を講じるとともに、特定非営利活動法人と地域コミュニティ、そして行政の協働へつないでいくことを目指している。

19 消費生活

近年、消費者を取り巻く社会環境は、国際化、情報化、規制緩和の進展や科学技術の進歩等により、新しい商品やサービスが日々暮らしの中に次々と入ってくるようになり、市民の生活が豊かになる半面、使い捨て商品の氾濫や資源の浪費など、地球規模での環境問題が大きな課題となっている。また、食品と放射能の問題をきっかけとする食の安全性への消費者の不安が高まっているほか、消費者取引の面でも、架空請求・

不当請求やインターネット取引にかかわるものなど、消費者トラブルが依然として多い。

このような状況の中、消費者意識の啓発、消費者保護の充実、消費者団体の育成、省資源の推進など、消費者の立場に立った総合的な消費者行政の推進に取り組んでいる。

また、平成21年度から消費生活センターの機能強化、消費生活相談員のレベルアップ、消費者教育・啓発の活性化及び23年度から消費者行政一元化に応じた相談体制の強化を図るため、消費者行政活性化事業に集中的に取り組んでいる。

さらに、27年度には消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの設置及び運営等に関し必要な事項を定めるため、高松市消費生活センター条例を制定した（28年4月1日施行）。

(1) 消費者啓発事業

自立した賢い消費者を育成し、安全で快適な消費生活を実現するため、「消費者ウイーク」や「暮らしをみなおす市民のつどい」を開催するほか、小学校5年生を対象にした消費生活教育出前講座の実施、身近で具体的なテーマを参加型で学習する消費者教室の開催など、幅広く消費者啓発に努めている。

(2) 消費者保護事業

複雑・多様化、広域化する消費者被害に対処するため、平成23年度から専門の消費生活相談員を1名増員し、相談体制の充実を図るとともに、国民生活センターから各種情報を収集できる全国消費生活情報ネットワークシステムを導入し、消費者の立場に立った消費生活相談を実施している。

高松市消費生活相談利用状況

(単位:件)

年 度	26	27	28	29	30
苦 情 等	1,941	1,966	2,077	2,719	2,527
問い合わせ	117	171	178	150	206
合 計	2,058	2,137	2,255	2,869	2,733

(3) 消費者団体育成事業

消費者意識の高揚と消費生活の安定向上を推進するため、消費者団体の育成と活動の支援に努めている。

(4) 省資源推進事業

省資源意識の向上と環境汚染の防止を図るため、廃食油の収集を引き続き行い、生活排水による河川の水質汚濁の防止や洗剤の適正使用の推進に努めている。

(5) 計量検査事業

本市は平成13年4月1日から計量法上の特定市に移行し、計量器の検査業務、適正計量に関する広報普及活動等を行い、適正な計量の確保に努めている。

ア 定期検査

計量法により、取引・証明に使用するはかり、分銅等の特定計量器は2年に一度の定期検査の受検が義務づけられている。

令和元年度は、秤量500kg以下の特定計量器について、B地区（主に高松市域を東西に分割した東半分の地域と国分寺町）において、各コミュニティセンター等を会場として集合場所検査を実施する。

(平成30年度)

検査方法等	検査戸数	検査個数	不合格個数
集合場所検査（市内A地域）	586	1,274	20
所在場所検査（市内全域の秤量500kg超の特定計量器）	1	2	0
持込検査	7	19	1
合 計	594	1,295	21

※ 定期検査にかわる計量士による検査分は除く。

イ 立入検査

適正な計量の確保を目的として、事業者への立入検査を実施し、不適正事業者に対しては、指導を行うとともに、状況に応じて措置を講じる。

(ア) 商品量目立入検査

消費者保護を目的として、前期と後期に、商品を計量し、詰込・販売を行う製造事業者・量販店等に立ち入り、商品の内容量等について検査を行う。(平成30年度)

検査戸数	不適正戸数	検査個数	不適正個数
20	3	1,063	27

(イ) 特定計量器立入検査

燃料油メーター等の検定有効期間付き特定計量器について、販売事業所等に立ち入り、その使用状況等について検査を行う。(平成30年度)

種 類	検査戸数	不適正戸数	検査個数	不適正個数
燃料油メーター（外観検査）	4	4	4	4
燃料油メーター（器差検査）	0	0	0	0
合 計	4	4	4	4

(ウ) 計量関係事業者立入検査

計量証明事業者、届出修理事業者等の計量関係事業者を対象に、計量法で定める事業規程及び検査規則の遵守状況と検査設備等について立入検査を行う。

(エ) 普及・啓発事業

消費者の計量意識を高め、適正計量の普及を図るため、消費者代表の参加による計量教室・商品内容量テストの開催、計量に関する展示等を行う計量展の開催などを行う。

また、日常使用されるキッチンスケール・ヘルスメーター等の家庭用計量器や保健機関等の体温計・血圧計について、依頼に応じて精度確認を行う。(平成30年度)

精度確認	家庭用計量器等	保健機関等		合計
	質量計等	体温計	血圧計	
検査個数	161	37	53	251
不合格数	11	1	2	14

20 葬斎業務

(1) 斎場

ア 斎場公園（高松市福岡町四丁目35番41号）

(ア) 開 設 平成4年4月

(イ) 敷 地 面 積 12,516.72㎡

(ウ) 構 造・規 模 鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階・延床面積、4,299.67㎡

(エ) 施 設 内 容

a 火葬部門（火葬炉11基（大型炉）・汚物炉1基・エントランスホール1・告別室3・収骨室2・霊安室1・事務室1・会議室1等、火葬用燃料（天然ガス）

b 式場部門（式場1・斎場ホール1・控室3等）

c 待合部門（待合室5（和室3・洋室2）・待合ホール1・身障者用便所1等）

d その他（第1駐車場：普通車41台（うち身障者・妊婦用1台）・バス3台・駐輪場、第2駐車場：

普通車20台・バス2台)

(オ) 大規模改修工事

平成12～16年度 耐火煉瓦積替え

17年 2号炉増設工事

22年 10・11・12号炉改修工事(全面積替え及び大型化・バーナー・炉内制御装置等更新)

23年 4・5・6号炉改修工事(全面積替え及び大型化・バーナー・炉内制御装置等更新)

24年 7・8・9号炉改修工事(全面積替え及び大型化・バーナー・炉内制御装置等更新)

火葬棟屋上防水改修工事

25年 1・2号炉・汚物炉改修工事(全面積替え・バーナー・炉内制御装置等更新)

待合棟屋上防水改修工事

26年 火葬炉中央監視装置等改修工事

イ 牟礼斎場(高松市牟礼町原2260番地2)

(ア) 開設 昭和53年4月・平成15年3月増築

(イ) 敷地面積 17,426㎡

(ウ) 構造・規模 鉄筋コンクリート造 平屋建一部非木造・延床面積、626.34㎡

(エ) 施設内容

a 火葬部門(火葬炉3基(大型炉1基・標準炉2基)・控室2・収骨室2等、火葬用燃料(白灯油))

b 式場部門(式場2・告別ホール1・待合室2・身障者用便所1等)

c その他(駐車場:普通車75台)

ウ 庵治斎場(高松市庵治町1391番地1)

(ア) 開設 平成8年12月(改築)

(イ) 敷地面積 1,262.45㎡

(ウ) 構造・規模 鉄筋コンクリート造 平屋建式場部門2階・延床面積、653.58㎡

(エ) 施設内容

a 火葬部門(火葬炉2基(大型炉)・待合室1・身障者用便所1等、火葬用燃料(白灯油))

b 式場部門(式場1・待合室2等)

c その他(駐車場:普通車20台)

エ やすらぎ苑(高松市香川町川内原2200番地)

(ア) 開設 平成7年11月

(イ) 敷地面積 13,098.37㎡

(ウ) 構造・規模 鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階・延床面積、1,765.54㎡

(エ) 施設内容

a 火葬部門(火葬炉5基(大型炉)・動物炉1基・告別室2・収骨室2・霊安室1等、火葬用燃料(白灯油))

b 式場部門(式場1・斎場ホール1・待合室2・身障者用便所1等)

c 待合部門(待合室3(和室)・待合ホール1・事務室1・会議室1・身障者用便所1等)

d その他(駐車場:普通車78台・バス5台)

(オ) 指定管理 平成20年4月1日から指定管理者制度を導入しており、30年4月1日からは引き続き(株)五輪が管理運営を行っている。

オ 斎場使用状況

(ア) 人体火葬件数

(単位：体)

施設	年度	26	27	28	29	30						
						市 内			市 外			合計
						大 人	小 人	死産児	大 人	小 人	死産児	
斎場公園	3,729	3,774	3,955	3,847	3,878	10	54	50	1	4	3,997	
牟礼斎場	75	49	56	55	35	1	0	0	0	0	36	
庵治斎場	62	60	43	45	47	0	0	0	0	0	47	
やすらぎ苑	338	319	316	340	334	0	1	1	0	0	336	
合 計	4,204	4,202	4,370	4,287	4,294	11	55	51	1	4	4,416	

(イ) 動物炉火葬件数 (やすらぎ苑)

(単位：頭 (匹))

年 度	26	27	28	29	30
件 数	788	780	756	724	774

(ウ) 斎場公園式場使用件数

年 度	26	27	28	29	30
件 数	5	2	0	0	2

カ 使用料

(ア) 火葬施設利用料

区 分	単 位	使 用 料			
		市 内		市 外	
死 体	大人 (12歳以上)	1 体	20,000円	70,000円	
	小人 (12歳未満)	1 体	10,000円	35,000円	
死 産 児	1 胎		5,000円	20,000円	
手 術 等 肢 体	1 人につき		5,000円	20,000円	
その他 (産汚物、臓器等)	1 件		2,500円	10,000円	
動物炉 (やすらぎ苑のみ)	犬猫等 1 頭 (1 匹)	収骨する場合	15,420円	収骨する場合	36,000円
		収骨しない場合	10,280円	収骨しない場合	30,840円

※ 市民の火葬施設使用料は、昭和50年度から無料としていたが、平成17年7月1日に有料化し、「市外」に該当するときの料金は引き上げた。また、区分の「手術等肢体」及び「その他 (産汚物、臓器等)」については、18年1月10日に使用料を規定した。また、動物炉については、消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、26年4月1日にその使用料の額を改定した。

(イ) 式場使用料 (斎場公園)

施 設 名	使 用 単 位	使 用 料 (単位当たり)
式 場	午前 (午前9時から正午まで)	市内 32,400円
	午後 (午後零時30分から午後3時30分まで)	市外 64,800円

※ 消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、式場使用料を26年4月1日に改定した。

(2) 高松市斎場等運営懇談会

市民葬儀の円滑な運営を図るため、昭和49年に市民葬儀運営協議会を設置したが、斎場及び市民葬儀の運営に関し、広く市民の意見を聞くため、平成24年4月に同協議会を廃止し、新たに高松市斎場等運営懇談会を設置した。

(3) 簡易火葬場

従来からある簡易火葬場は、老朽化が進み、あまり使用されていないが、地元からの要望があるときは、施設改修補助金を措置し、改修を行うこととしている。

(4) 福岡会館・木太北部会館

両館は、市民福祉の向上を目的として設置されたレクリエーション・集会等多目的に市民が利用することのできる施設で、福岡会館は平成4年8月1日に、木太北部会館は5年8月1日にそれぞれ開館した。このうち、木太北部会館については、19年4月1日に指定管理者制度を導入し、25年4月1日からも引き続き木太地区コミュニティ協議会を指定管理者に指定し、管理運営を委託している。

21 市民葬儀

葬儀は時代の変遷とともに華美になる傾向があったため、市民の葬儀に係る経済的負担の軽減を図り、一般に広く利用できる制度として、昭和49年度に市民葬儀制度を開始し、平成5年5月1日にその内容を拡充した。その後、高齢化・核家族化の進展などの状況の変化に対応するため、葬儀に関する調査とその結果を踏まえて検討を行い、26年10月に利用者のニーズに即した葬儀内容の見直しを行った。

この制度は葬儀の種類及び料金を市が定め、葬儀業者を指定して取り扱わせているもので、市民葬儀を利用した場合、霊柩車運行料を市が補助するほか、火葬料の全額免除及び斎場の式場使用料の減免を行っている。

なお、28年8月に実施された高松市外部評価において、利用料金の高い市民葬儀A型については、霊柩車運行料の補助、火葬料の全額免除及び斎場の式場使用料の減免を廃止すべきとの提言を受け、検討した結果、当分の間は現行制度を維持し、今後の情勢変化等により制度のあり方を検討することとした。

(1) 市民葬儀の種類及び料金 (26. 10. 1 適用) (単位：円)

種類	料金(税込額)	内 容
A 型	230,000 (248,400)	三段飾り 経机 焼香台 写真(カラー) 供え物(果物1対) 生花1対 机 いす マイク 看板台 プリント棺 御骨箱 位牌(大型) ろうそく(12号) 抹香 線香 焼香具 仏着一式 各種張り紙 名義板 記録帳一式 式進行・諸手続
B 型	130,000 (140,400)	一段飾り 経机 焼香台 写真(白黒) 机 いす マイク 看板台 プリント棺 御骨箱 位牌(中型) ろうそく(20号) 抹香 線香 焼香具 仏着一式 各種張り紙 名義板 記録帳一式 式進行・諸手続

(2) 市民葬儀利用状況 (単位：件)

種類	年度	26	27	28	29	30
A 型		161	148	152	161	161
B 型		425	412	412	340	385
合 計		586	560	564	501	546

22 墓 地

(1) 墓地の状況

合併前の旧高松市内の市有墓地・地元管理墓地及び寺院墓地は、合計で約390カ所、面積は約39.1haで、その墓碑数は約10万基と推定される。そのうち、市が直接管理している市有墓地は、合併によって増加した17カ所を含めて28カ所となっている。

また、都市公園墓園として、平和公園及び六ッ目公園の2カ所を管理している。

(2) 市営墓地

(31. 4. 1 現在)

墓 地 名 称	総面積 (㎡)	墓 地 名 称	総面積 (㎡)
高松市摺鉢谷墓地	9,262	高松市 鎧田墓地	1,466
〃 宮脇町姥ヶ池墓地	22,417	〃 丹増墓地	1,249
〃 姥ヶ池西墓地	846	〃 浜三味墓地	2,481
〃 姥ヶ池東墓地	16,347	〃 鋸ノ鼻墓地	735
〃 紫雲墓地	4,806	〃 西林寺墓地	306
〃 峰山墓地	21,929	〃 岡ノ山墓地	3,008
〃 本門院墓地	1,652	〃 田井墓地	922
〃 柳三味北墓地	368	〃 松井谷墓地	16,199
〃 柳三味(桜町)墓地	430	〃 久通墓地	4,371
〃 楠川墓地	2,217	〃 北村共同墓地	10,952
〃 沖松島墓地	1,804	〃 浅野墓地公園	7,401.84
〃 焼野墓地	700	〃 新居大谷公園墓地	2,616.69
〃 北三味墓地	1,464	〃 川西公園墓地	17,780.31
〃 南三味墓地	982		
〃 焼背ヶ原墓地	1,063		
		合 計	155,774.84

(3) 高松市墓地整備計画

少子・高齢化、核家族化の進展や家意識の希薄化、市民ニーズの変化など、墓地を取り巻く社会経済環境の変化に加え、平成17年度の近隣六町との合併により、市営墓地数が2.5倍になったことなどに対応するため、20年度に高松市墓地整備計画（計画期間：平成21年度から27年度。28年度まで延長）を策定した。

この計画に基づき、市民の墓所需用に応じて墓地整備を行い、新規貸し出しを行うとともに、良好な墓地環境を保持するため、墓地を適切に管理してきたが、計画期間が終了することから、これまでの整備計画を承継しつつ、人口減少、少子・超高齢社会の進展、墓地埋葬に対する意識の変化等に対応するため、墓地に関する意識調査結果や、墓地整備計画策定懇談会のご意見を踏まえ、29年度から33年度を計画期間とする新たな高松市墓地整備計画を策定した。

今後は、この計画で定めた5年間の墓地整備計画と、整備計画時点における市民ニーズ等を踏まえ、新たな墓地の整備及び貸し出しを行うこととしている。

(4) 都市公園墓園

ア 平和公園

平和公園は、市の中心部から南へ約9.5km、三郎池の東南に位置し、市街地及び瀬戸内海を見おろす景勝の地において、従来の墓地イメージとは異なり、市民だれもが気軽に訪れることのできる墓園のほか、市民憩の家・自然遊歩道・休憩所等の諸施設を設けた公園墓地として建設された。

約20.7haの敷地において、都市計画墓園として昭和46年度から建設を進め、49年6月以降、順次、貸し出しを行っている。

墓所の整備は、旧高松市における市営墓地の整備状況等を見きわめながら、造成済み箇所に限り行うこととし、23年度に163区画、26年度に58区画、28年度に239区画を整備し、貸し出しを行っている。

また、新たな墓地のあり方として、平成16年度に合葬式墓地を整備し、17年6月から貸し出しを行っており、18年度には2体用納骨壇を480壇、30年度には1体用を150壇増設した。

また、平和公園管理事務所の老朽化に伴い、30年度に隣接地において改築整備を行い、令和元年度に旧管理事務所を取り壊すこととしている。

(ア) 墓所の整備及び貸し出し状況

(31. 4. 1 現在、単位：区画)

区 分	4 m ²	6 m ²	合 計
整備区画数	5,575	736	6,311
貸し出し区画数	5,314	714	6,028
残 数	261	22	283

※ 他に公共事業に伴う墓地の移転用地として、130区画（4 m²換算）の墓所の整備を完了し、貸し出しを行っている。

(イ) 平和公園墓園使用料

(31. 4. 1 現在)

墓所の面積 (m ²)	使用料 (円)	清掃手数料 (5年ごとに前納) (円)
4	400,000	540円×4 m ² ×5年=10,800
6	600,000	540円×6 m ² ×5年=16,200
8	800,000	540円×8 m ² ×5年=21,600

(ウ) 平和公園合葬式墓地貸し出し状況

(31. 4. 1 現在、単位：壇)

区 分	1体用(人数)	2体用(人数)	合 計
納 骨 壇	450(450)	360(720)	810(1,170)
貸 し 出 し 数	303(303)	294(588)	597(891)
残 数	147(147)	66(132)	213(279)

(エ) 平和公園合葬式墓地使用料 (31. 4. 1 現在)

納 骨 壇	使用料 (円)
1 体 用	100,000
2 体 用	200,000

イ ムツ目公園

国分寺町のムツ目山裾部の静寂な環境に建設されたムツ目公園は、緑豊かな自然に囲まれ、故人の安らかな眠りの場となる墓園で、市民の憩いの場として遊歩道・展望所を併設している。

平成16年5月1日に貸し出しを開始したが、当初整備した区画の貸し出しを完了したため、26年度に新たに192区画を整備し、27年度から貸し出しを行っている。

(ア) 墓所の整備及び貸し出し状況 (31. 4. 1 現在、単位：区画)

区 分	4 m ²
整備区画数	368
貸し出し区画数	215
残 数	153

(イ) ムツ目公園墓園使用料

(31. 4. 1 現在)

墓所の面積 (m ²)	使用料 (円)	清掃手数料 (5年ごとに前納) (円)
4	600,000	10,200 (510円×4 m ² ×5年)

(5) 無縁墳墓の整備

市営墓地における無縁墳墓の整備及び墓地環境の向上を図るため、市営墓地11カ所のうち市街地に所在する6カ所の墓地において平成4年度から使用者追跡調査を実施した。その成果に基づき13年度から、峰山墓地の無縁墳墓移転改葬整備を順次実施し、5カ年で峰山墓地全体の整備が完了した。次に、18年度から摺鉢谷墓地の無縁墳墓移転改葬整備を実施し、21年度に西ブロック、22年度に東ブロックの整備を完了した。

また、姥ヶ池東墓地における無縁墳墓の移転改葬整備を実施するため、21年度に整備に係る全体計画を策定し、22年度に無縁墳墓の改葬公告を、23年度には無縁墳墓の調査及び改葬の実施設計を行った。その後、24・25年度の2年で、納骨堂の新築、工事支障有縁墳墓の移転、無縁墳墓の1部についての移転改葬

工事及び無縁塔の整備を、26、27年度で、無縁墳墓の移転改葬及び無縁塔の整備を行い、28年度に225区画を整備して、11月募集から貸し出しを開始した。

(6) 墓地管理システムの運用

墓地使用者の管理を正確かつ確実にを行うことにより、無縁墳墓の発生を防止とともに、墓地に関する市民の問合せに迅速に対応するため、平成12年度から墓地に関する情報を一元的に管理することのできる墓地管理システムを運用している。21年度には、システムの老朽化に対応するとともに、合併町のデータを反映するため、システムの再構築を行った。

また、26年度からは、システムのリース期間終了及び新サーバへの移行に伴い、システムの再構築を行い、引き続き運用をしている。

23 戸籍・住民基本台帳事務

市内に本籍または住所を定める日本人及び外国人からの戸籍届出や住民異動届出等に基づき、戸籍簿や住民基本台帳等を適正に管理するとともに、住民票の写し等の各種証明書交付事務等を実施している。

(1) 人口・世帯数

(31. 3. 31現在)

登録人口 (人)	男	女	合計	世帯数 (世帯)	
日本人	203, 173	218, 280	421, 453	日本人	193, 221
外国人	2, 308	2, 188	4, 496	外国人	2, 783
戸籍	401, 689				
印鑑登録	272, 133				

(2) 処理件数等

(平成30年度 単位：件)

戸籍附票の処理		住民異動通知		印鑑	
異動届記載	22, 207	本籍地・前住地	30, 450	登録	14, 880
通知	9, 957	戸籍届 (住所地)	1, 364	登録廃止	14, 436
新附票作成	2, 817	催告	0	照会	1, 187
改製	0	転入通知	10, 210	再交付・引替	1, 180
合計	34, 981	合計	42, 024	合計	31, 683
戸籍処理		人口動態		既決犯罪・身上調査	
新戸籍	2, 817	出生	3, 318(33)	身上調査	830
除籍	3, 023	死亡	4, 448(6)	犯歴証明	2, 973
再製	3	婚姻	2, 125(12)	既決通知	587
法違反	29	離婚	785(1)	終了・異動等通知	311
その他	2	死産	63(0)	公選法 11 条通知	214
合計	5, 874	合計	10, 739(52)	合計	4, 915

(注) () 内は国外からの送付分

(3) 戸籍事務

ア 戸籍の電算化

戸籍事務の効率化、迅速化による市民サービスの向上を図るため、戸籍事務の電算化を第1次、第2次に分けて行った。

第1次は、平成18年2月に着手（18年1月10日の合併時に、既に戸籍電算化済の旧香川町、旧国分寺町を除く。）し、19年1月20日に完了した。第2次は、19年2月に除籍、改製原戸籍の電算化に着手し、同年11月に完了した。

その後も、サブシステム等の機能強化を図ったほか、29年2月28日にはネットワーク分離を完了し、

戸籍総合システムのセキュリティ強化を図った。

イ 戸籍数 (31. 3. 31 現在) (単位：件)

現在戸籍	除籍	改製原戸籍
169, 240	240, 623	212, 817

ウ 届出事件数 (平成30年度) (単位：件)

区分 種類	本籍	送付	非本籍	計	区分 種類	本籍	送付	非本籍	計
国籍留保	7	35	1	43	国籍取得	3	0	0	3
認知	40	18	1	59	帰化	5	1	3	9
養子縁組	292	65	28	385	国籍喪失	2	1	0	3
養子離縁	103	21	5	129	国籍選択	4	1	1	6
法73条の2 法69条の2	13	2	0	15	外国国籍喪失	0	0	0	0
婚姻	1, 716	1, 736	409	3, 861	氏の変更	42	7	5	54
離婚	722	289	63	1, 074	名の変更	14	3	0	17
法77条の2 法75条の2	370	103	20	493	転籍	1, 029	548	13	1, 590
親権・後見等	19	0	1	20	就籍	0	0	0	0
死亡	3, 673	803	819	5, 295	訂正・更正	238	11	1	250
失踪	3	3	2	8	追完	1	0	1	2
復氏	5	1	0	6	その他	0	7	0	7
姻族関係終了	13	1	2	16	不受理申出	74	19	30	123
相続人排除	0	0	0	0					
入籍	622	192	32	846	合計	11, 052	4, 788	2, 753	18, 593

(4) 住民基本台帳事務

ア 住民基本台帳ネットワークシステム

平成14年8月5日からの住民基本台帳ネットワークシステムの第1次稼働により、行政機関への本人確認情報の提供を行っている。

また、住民基本台帳ネットワークシステムを構築するに当たり、既存の住民記録システムについて、ネットワークシステムへの対応のほか、システムの機能向上や将来の電子申請等への拡張に柔軟に対応できるシステムとして再構築し、世帯票であった住民票を一括改製して個人票とし、14年7月29日から稼働している。

さらに、15年8月25日からの住民基本台帳ネットワークシステム第2次稼働により、住民票の写しの広域交付、転出・転入の特例等を行っており、住民サービスの向上と事務の簡素化を図った。

イ マイナンバーカードの交付

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成27年10月に国民に個人番号が付番・通知され、28年1月19日からは、マイナンバーカードの交付が開始された。マイナンバーカードは、本人確認の身分証明書として使用できる顔写真付きカードで、公的個人認証サービスの電子証明書も格納されている。

マイナンバーカード交付件数（単位：件）

平成30年度	累 計
11,147	52,830

ウ 公的個人認証サービス

「公的個人認証法」（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律）が、平成16年1月29日に施行されたことに伴い、住民基本台帳カードのICチップに、都道府県電子証明書を記録していたが、28年1月からは、マイナンバーカードの交付が開始されたため、署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書をマイナンバーカードのICチップに記録している。

エ 異動人員数

（平成30年度）（単位：人）

区分 種類	異動人員	区分 種類	異動人員	区分 種類	異動人員	区分 種類	異動人員
転入（国内）	13,744	転出取消	54	転居	19,161	職権修正	1,194
転入（国外）	1,431	転出（国内）	13,812	世帯変更	52	戸籍修正	8,040
出生	3,302	転出（国外）	604	世帯分離	1,009	転入通知受理	13,740
職権記載	3	死亡	4,475	世帯合併	609	その他	2,194
職権回復	107	職権消除	28	世帯主変更	6,358	合計	89,917

オ 外国人住民国籍別人口

（31.3.31現在）（単位：人）

国籍	人口	国籍	人口	国籍	人口	国籍	人口
中国	1,278	ネパール	125	ブラジル	33	タイ	29
韓国・朝鮮	531	インドネシア	193	カナダ	20	その他	317
フィリピン	717	米 国	111	ミャンマー	64	合計	4,496
ベトナム	1,003	カンボジア	44	マレーシア	31	国籍数	65カ国

（注）平成24年7月9日に外国人登録法が廃止され、また「住民基本台帳法の一部を改正する法律」及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」の施行により、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となった。

(5) 諸証明取扱事務

ア 証明模写電送システム

平成3年12月から市民課及び支所・出張所にファクシミリを設置し、高速・高精度の通信回線によるネットワーク化により、支所・出張所における戸籍謄（抄）本、住民票の写し、印鑑登録証明書などの即時交付を可能とした。

さらに、14年7月から十河・西植田・東植田各公民館（現コミュニティセンター）、また、合併に伴い、17年9月から塩江支所及び2連絡事務所、18年1月から牟礼、庵治、香川、香南、国分寺の各支所にもファクシミリを設置し、各種証明書の即時交付を行っている。

イ 証明書自動交付機

請求手続の簡素化等を図るため、平成8年11月に市民課ロビー、18年2月に香川支所、20年1月にゆめタウン高松に証明書自動交付機を設置し、住民票の写し、住民票の記載事項証明書及び印鑑登録証明書を自動発行することにより、市民サービスの向上に努めてきた。

しかしながら、機器の老朽化、コンビニ交付の開始等により、30年9月30日をもってサービスを終了した。

ウ 証明書のコンビニ交付

市民の利便性向上を図るため、平成28年2月15日から、マイナンバーカードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書などの証明書を、コンビニエンスストアのマルチコピー機で取得できるサービスを開始した。

また、29年4月11日には、コンビニ交付サービスで取得できる証明書に、戸籍謄・抄本と附票を追加し、30年3月1日には住民票記載事項証明書も追加し、マイナンバー記載の証明書も発行可能とした。

コンビニ交付件数 (平成30年度)

住民票の写し	5,221
住民票記載事項証明	366
印鑑登録証明	5,193
税関係証明書	1,089
戸籍謄抄本	1,193
戸籍の附票の写し	132
合計	13,194

エ 窓口業務の時間延長及び日曜開庁

3月下旬から4月上旬までは、住民異動届等のため、多数の市民が訪れることから窓口が非常に混雑しており、この繁忙期対策として、平日の受付窓口時間の延長及び日曜開庁を実施し、市民の利便性の向上を図った。

(ア) 平日の受け付け窓口時間延長

- a 延長期間 平成31年3月25日(月)～4月5日(金)
- b 延長時間 平日の午後5時～7時
- c 延長期間中における取り扱い件数

住民異動届	マイナンバーカード交付等	各種証明交付	印鑑登録申請	戸籍届	国民年金	合計
193	73	294	51	22	23	656

(イ) 日曜開庁

- a 日曜開庁日 平成31年3月31日(日)、4月7日(日)
- b 開庁時間 午前8時30分～午後5時
- c 日曜開庁日における取り扱い件数

住民異動届	マイナンバーカード交付等	各種証明交付	印鑑登録申請	戸籍届	国民年金	合計
251	44	216	81	40	37	669

オ 諸証明取扱件数

(平成30年度)

区分 種類	戸 籍			住 民					
	戸籍証明	閲覧	計	住民証明	住民証明 (広域)	通知カード 再交付	マイナンバー カード再交付	閲覧	合 計
有 料 件 数	101,740 (15,349) <1,193>	—	101,740 (15,349) <1,193>	191,146 (35,264) [1,709] <5,719>	386 (88)	3,161	149	2,279	197,121 (35,352) [1,709] <5,719>
無 料 件 数	35,615 (14)	—	35,615 (14)	59,608 (11,646)	—	330	88	0	60,026 (11,646)
合 計	137,355 (15,363) <1,193>	—	137,355 (15,363) <1,193>	250,754 (46,910) [1,709] <5,719>	386 (88)	3,491	237	2,279	257,147 (46,998) [1,709] <5,719>

区分 種類	印 鑑			転出証明	その他証明	合計	区分 種類	電子 証明書
	証明	登録	計					
有 料 件 数	122,529 (31,325) [2,914] <5,193>	14,814 (6)	137,343 (31,331) [2,914] <5,193>	—	5,202 (600)	441,406 (82,632) [4,623] <12,105>	有 料 件 数	132
無 料 件 数	674 (132)	44	718 (132)	9,325	16 (0)	105,700 (11,792)	無 料 件 数	74
合 計	123,203 (31,457) [2,914] <5,193>	14,858 (6)	138,061 (31,463) [2,914] <5,193>	9,325	5,218 (600)	547,106 (94,424) [4,623] <12,105>	合 計	206

(注) ()内は市民課証明模写電送取扱件数分、[]内は自動交付機取扱件数分、< >内はコンビニ交付件数

(6) 市民サービスセンター

市民サービスセンターは、平成9年4月23日に、コトデン瓦町ビル9階に市民課証明発行の窓口として開設された。その後、コトデンそごう及び高松天満屋の閉店により一時休業したが、27年10月21日に瓦町FLAG 8階（市民交流プラザIKODE瓦町）において業務を再開した。

新しい市民サービスセンターでは、これまでの戸籍、住民票、税関係の証明書の発行に加えて、住民異動届や福祉関係の取り次ぎ及びマイナンバーカード交付の業務などを行い、窓口開設時間も午後8時までに延長し、市民サービスの向上に努めている。

ア 施設の概要

- (ア) 面 積 125.77㎡
- (イ) 開 業 日 平日及び土・日曜日、祝日。ただし、年末・年始（12月29日～1月3日）は休業日
- (ウ) 開業時間 月曜日～金曜日 午前10時～午後8時
土、日曜日及び祝日 午前10時～午後6時30分
- ※市民課関係証明書の即時交付時間 午前10時～午後6時30分
- ※税関係の即時交付時間 午前10時～午後5時（平日のみ）

イ 業務内容

戸籍謄(抄)本、住民票の写し、印鑑登録証明書などの市民課証明や税関係証明の発行、住民異動届取り次ぎ、福祉関係申請書取り次ぎ(国民健康保険、障がい者福祉、高齢者福祉、介護保険、児童手当、子ども・ひとり親医療)、マイナンバーカードの交付、高齢者運転免許証返納促進事業ICカード乗車券交付、弁護士相談(原則として第2、4土曜日)、ひとり親家庭等日曜出張自立相談(第2日曜日)

ウ 市民サービスセンター取り扱い件数 (平成30年度)

区分 種類	戸籍証明	住 民			印鑑証明	その他証明	合計
		住民証明	住民証明 (広域)	計			
有料件数	4,352	11,485	21	11,506	7,731	300	23,889
無料件数	0	1,055	-	1,055	18	2	1,075
合計	4,352	12,540	21	12,561	7,749	302	24,964

(7) 登録型本人通知制度

事前に登録した市民に対して、その登録者の戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどの証明書を本人の代理人や第三者に交付したとき、証明書を交付したという事実を通知する登録型本人通知制度を、平成24年7月9日から実施している。

この制度は、戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどの不正取得による個人の権利侵害の防止を図るために香川県下の全市町で実施している。

(31.3.31現在)

登録件数	4,433
------	-------

(8) DVストーカー等支援措置

DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護のために、住民基本台帳事務における支援措置を実施している。住民票・戸籍附票等の閲覧及び交付に対して制限をかけることにより、申出者の居住地が探索されることを防止している。

DVストーカー等支援対象者 (31.3.31現在) (単位:人)

	申出者	併せて支援者	合計
本市申出者	278	362	640
他市申出者	102	86	188
合計	380	448	828

24 国民年金

(1) 経緯

昭和34年11月	国民年金法施行、福祉年金支給開始
36年4月	国民年金印紙売りさばきと検認の開始(拠出年金保険料納付開始) 国民年金貯蓄組合の設立
45年7月	特例納付制度の実施(47年6月まで)
47年8月	拠出年金事務の電算化(委託)
48年4月	規則検認(納付書による納付)を開始
49年1月	特例納付制度の実施(50年12月まで)
53年7月	特例納付制度の実施(55年6月まで)
57年1月	国民年金の外国人適用開始
61年4月	国民年金法の一部を改正する法律施行(基礎年金導入に伴う年金大改正)
平成3年4月	学生の適用開始
6年10月	国民年金法の一部を改正する法律施行(財政再計算等による年金額の改正)
7年4月	第3号被保険者特例届出(9年3月まで)、国民年金事務のオンライン化
9年1月	基礎年金番号制導入
14年3月	国民年金貯蓄組合の廃止
17年4月	特別障害給付金制度(福祉的措置)の開始
22年1月	社会保険庁が廃止、年金業務は日本年金機構で実施
26年4月	公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律施行 (国民年金保険料免除に係る遡及期間の見直し、免除期間に係る保険料の取扱いの改善、遺族基礎年金の父子家庭への支給、未支給年金の請求範囲の拡大)
27年10月	被用者年金制度の一元化
28年7月	納付猶予制度の対象者拡大
29年8月	老齢基礎年金の受給資格期間の短縮(25年→10年)
30年3月	届出書への個人番号の記載開始
31年4月	産前産後期間の免除制度開始

(1) 基礎年金等(平成31年4月1現在)

ア 被保険者

(単位:人)

第1号被保険者	第3号被保険者	任意加入被保険者	合計
43,230	29,330	472	73,032

イ 被保険者(1号)適用状況

(単位:人)

もれ者	20歳	学生	その他	合計
1,460	2,034	1,503	10,514	15,511

ウ 保険料免除者数

(単位:人)

法定免除	申請免除					合計	免除率(%)
	全額	部分	学生特例	納付猶予	小計		
4,013	6,956	1,077	6,361	1,569	15,963	19,976	46.2

(2) 高松市在住外国人老齢・障害手当受給権者数(31.4.1現在)(単位:人)

老齢手当(月額15,000円)	障害手当(月額30,000円)	合計
0	0	0

(3) 年金の種類と年金額

(31. 4. 1 現在)

年金の受給資格と条件		年金額	所得制限
老 齢 基 礎 年 金	<ul style="list-style-type: none"> 保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が10年以上である場合、65歳になったときに支給 昭和16年4月2日以降生まれの人は、20歳から60歳になるまでの40年間の全期間保険料をすべて納めた場合は、780,100円(満額) 加入期間のうち、保険料免除期間や未納期間がある場合は減額 	<ul style="list-style-type: none"> 年780,100円(満額) 免除期間がある場合は、次の式で計算した額を合わせた額(①+②) ① 平成21年3月までの期間(国庫負担割合1/3) 780,100円×{保険料を納めた月数+全額免除月数×1/3+3/4免除月数×1/2+半額免除月数×2/3+1/4免除月数×5/6}÷480月(40年×12月) ② 平成21年4月からの期間(国庫負担割合1/2) 780,100円×{保険料を納めた月数+全額免除月数×1/2+3/4免除月数×5/8+半額免除月数×3/4+1/4免除月数×7/8}÷480月(40年×12月) 	なし
障 害 基 礎 年 金	<ul style="list-style-type: none"> 初診日の属する月の前々月までの保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が、全体の2/3以上または初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に、保険料の滞納がないこと 障害の程度が1級または2級に該当すること 	<ul style="list-style-type: none"> 1級障害基礎年金 975,125円 2級障害基礎年金 780,100円 18歳未満の子の加算 1人=224,500円 2人=449,000円 3人以上=449,000円+1人増すごとに74,800円 	なし 〔旧障害福祉年金受給者は所得制限有〕
遺 族 基 礎 年 金	<ul style="list-style-type: none"> 保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせたものが全体の2/3以上あること 〔国民年金加入中に死亡したとき、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている人、または受給している人が死亡したとき〕 死亡した人の妻(または夫)で、18歳までの子(18歳到達年度の年度末までに限る)、または20歳未満で1級・2級の障害のある子と暮らしている人 死亡した人の18歳までの子(18歳到達年度の年度末までに限る)、または20歳未満で1級・2級の障害のある子。(妻が遺族基礎年金を受給している間は、子の遺族基礎年金は支給停止) 	<ul style="list-style-type: none"> 妻(または夫)の年金額=780,100円 子の加算 1人=224,500円 2人=449,000円 3人以上=449,000円+1人増すごとに74,800円 子の年金額 合計額(1人当たり支給額) 1人=780,100円(780,100円) 2人=1,004,600円(502,300円) 3人目以降は1人につき74,800円を加え、子の数で割った額が1人当たりの額 	なし
寡 婦 年 金	<ul style="list-style-type: none"> 夫が老齢基礎年金の受給資格期間(第1号被保険者期間に限る)を満たしながら、年金を受けずに死亡したとき、婚姻期間が10年以上ある妻に、60歳から65歳になるまでの間支給 	<ul style="list-style-type: none"> 夫が受けることができた老齢基礎年金額の4分の3 	なし
死 亡 一 時 金	<ul style="list-style-type: none"> 第1号被保険者として、保険料を3年以上納めた人が、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられない場合、死亡した人の保険料を納めた期間に応じて支給。なお、付加保険料を3年以上納めていた場合は加算がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 3年以上15年未満 120,000円 15年以上20年未満 145,000円 20年以上25年未満 170,000円 25年以上30年未満 220,000円 30年以上35年未満 270,000円 35年以上 320,000円 加算額 8,500円 	なし

年金の受給資格と条件		年 金 額	所得制限
老 齢 福 祉 年 金	・ 明治44年4月1日までに生まれた人が、70歳(国民年金法で定める障害の程度が2級以上の状態にあるときは65歳)になったときから支給。	・ 399,700円	有
未 支 給 年 金	・ 受給者が死亡し、未支給分がある場合、生計を同じくしていた遺族に支給。		な し

(4) 旧制度の適用

大正15年4月1日以前生まれの人は、従来どおりの年金が受けられる。

(5) 特別障害給付金

支 給 対 象 者	条 件	金 額
(1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生	・65歳に達する日までに当該障害状態に該当する人 ・障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人を除く。 ・老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給している人は、その受給額相当額は支給しない。	1級52,150円 2級41,720円
(2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済年金等の加入者)の配偶者		所得制限有
(1)、(2)に該当し、当時、任意加入していなかった期間内に初診日(※)があり、現在、障害基礎年金の1級・2級に該当する程度の障害のある人 (※)障害の原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日		

25 人権啓発

同和对策事業特別措置法の施行(昭和44年7月)を機に、本市における同和对策事業を積極的に促進するため、次のとおり執行体制を整え、計画的な推進を図ってきたが、最後の特別法である地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が平成14年3月末に失効した。

14年度以降は特別対策から一般対策への移行という基本姿勢に立って人権・同和对策事業に取り組むとともに、効果的な人権啓発・人権教育の施策を積極的に推進する。

昭和45年1月	高松市同和对策長期計画策定
3月	市内4地区の実態調査(四国学院大学に委託)
4月	厚生部に同和对策課新設
5月	庁内連絡機関設置(高松市同和对策連絡協議会)
52年4月	土木部に住宅地区改良課新設
53年11月	同和对策事業特別措置法の一部改正(57年3月まで法延長される)
54年5月	高松市同和对策本部設置(高松市同和对策連絡協議会を改組)
6月	教育委員会に同和教育課新設
12月	高松市人権擁護対策本部設置
55年2月	市内4地区の実態調査
57年4月	地域改善対策特別措置法施行
59年3月	市内4地区の実態調査
60年3月	同和問題に関する意識調査
5月	土木部住宅地区改良課を廃止し、住宅課に統合

昭和 60年 7月	部落解放基本法(仮称) 制定高松市推進本部設置
62年 4月	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正
平成 2年11月	市内 4 地区の実態調査(香川県同和問題実態調査推進委員会による)
12月	同和問題に関する意識調査(香川県同和問題実態調査推進委員会による)
4年 3月	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正 (9年3月まで法延長される)
5年 3月	人権尊重都市を宣言
6月	市内 4 地区及び市の概況調査(総務庁による)
11月	市内 4 地区の生活実態調査及び意識調査(総務庁及び香川県同和地区実態把握等調査委員会による)
7年 9月	高松市人権擁護に関する条例を制定
7年12月	同和問題に関する意識調査(香川県)
9年 3月	人権擁護施策推進法施行
9年 3月	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正(14年 3月まで再延長される)
7月	「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画策定
11年 3月	「人権教育のための国連10年」に関する香川県行動計画策定
12年 3月	「人権教育のための国連10年」に関する高松市行動指針策定
11月	市内 4 地区の生活実態調査(香川県同和地区実態把握調査実行委員会)
12年12月	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の制定 同和問題に関する意識調査(香川県)
13年11月	高松市同和施策の在り方検討委員会の開催(翌年 1 月まで 4 回開催)
14年 1月	高松市同和施策の在り方検討委員会意見具申
3月	人権教育・啓発に関する基本計画策定(国) 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効
4月	「同和对策課」、「同和教育課」を廃止し、新たに「人権啓発課」、「人権教育課」を設置
15年12月	「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」策定
16年 4月	「高松市人権教育・啓発に関する基本指針」策定
12月末	「人権教育のための国連10年」の取り組み期間終了
17年 1月	高松市人権擁護対策本部及び部落解放基本法(仮称) 制定高松市推進本部を廃止 高松市同和对策本部を高松市人権教育・啓発推進本部に改称
7月	高松市同和施策の在り方検討委員会の開催(10月まで 4 回開催)
11月	高松市同和施策の在り方検討委員会「今後の同和施策事業の在り方について」報告
19年 8月	人権に関する市民意識調査の実施
21年 1月	隣保館利用状況調査の実施(香川県)
24年 4月	隣保・児童館から文化センターへ名称変更
8月	人権に関する市民意識調査の実施
26年 1月	隣保館利用状況調査の実施(香川県)
27年 3月	高松市人権施策推進懇談会設置
28年 3月	「高松市人権教育・啓発に関する基本指針」見直し
28年12月	「部落差別の解消の推進に関する法律」施行
29年 8月	人権に関する市民意識調査の実施
31年 1月	隣保館利用状況調査の実施(香川県)

(1) 施設の概況

施設名	施設数	建物面積(m ²)
文化センター(児童館併設)	4 館	2,074.83
文化センター	2 館	668.09
児童館	2 館	406.14
児童遊園等	6 カ所	—

(2) 人権・同和対策事業

ア 人権・同和対策事業

(単位：千円)

事業名	29年度	30年度	補助区分
人権啓発課費	95,015	94,514	市単

イ 教育関係事業

(単位：千円)

事業名	29年度	30年度	事業内容	補助区分
社会教育事業費	3,522	3,545	子ども学級・教育相談等	市単
社会教育指導員事業費	17,587	17,680	社会教育指導員 8人	市単
人権教育事業費	23,278	21,745	講演会・研修会等人権教育推進事業	県補
人権教育課費	55,813	51,305		市単
合計	100,200	94,275		

(3) 文化センター・児童館

(単位：千円)

項目	29年度	30年度	事業内容	補助区分
人件費	144,645	149,193	職員18人	国補
事業費	310,665	92,850		〃
合計	455,310	242,043		

(4) 人権啓発事業

ア 各種講座、講演会等の開催

人権・同和问题指導者研修講座、企業等での人権・同和问题講演会等

イ 人権フェスティバルの開催

地域に根ざした総合的な人権啓発事業として、さぬきこどもの国において開催する。

ウ ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発事業

ハンセン病を正しく理解するパネル・作品展、講演会の開催、現地学習会の実施等

エ 人権週間等における啓発事業

人権を守る市民のつどいの開催、啓発ポスター等の配布、人権啓発作品展の開催協力等

人権啓発課内に「啓発コーナー」を設置し、啓発ポスターの掲示、各文化センター・児童館の行事等の紹介、また、高松市公式Facebookを活用しての各種講演会の案内、イベント情報の掲載等

オ 地域における人権啓発推進事業

各地区の地域コミュニティ協議会から人権教育・啓発のリーダーとなり得る人材の選任を受け、「人権啓発推進員」養成講座を実施し、地域における人権啓発活動を推進する。

カ 各種啓発資料の作成、配布

(5) 人権擁護委員

市内在住の人権擁護委員(令和元年6月1日現在、42人)が人権啓発に努めるとともに、人権問題の相談に応じている。

26 平和啓発

(1) 平和記念館の整備

戦争の悲惨さと平和の尊さを訴えるとともに、平和を願う市民の心を継承していく施設として、高松空襲後50年の平成7年7月4日に開館した平和記念室は、設置していた市民文化センターの廃止に伴い、24年3月11日に閉館したが、「高松市こども未来館」の整備にあわせ、同施設内に男女共同参画センターとともに、新たに「高松市平和記念館」として整備し、28年11月23日に開館した。

(2) 平和啓発事業(30年度実績)

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ア 平和を語るつどい・憲法記念平和映画祭 | イ 高松空襲写真展 |
| ウ 高松市戦争遺品展 | エ 教職員のための平和教育講演会 |
| オ 収蔵品巡回展 | カ 戦争・原爆被災展（長崎市と共催） |
| キ 被爆者による体験講演会（長崎市と共催） | |

(3) 戦争遺品等収集状況

収集資料数 211点 延べ14,496点(平成31年3月31日現在)